

第2章

安全保障協力の積極的な推進



わが国を取り巻く安全保障環境は、大量破壊兵器などの拡散や国際テロの脅威、海洋や宇宙空間、サイバー空間といった国際公共財（グローバル・コモンズ）に関するリスクが増大するなど、様々な課題や不安定要因が顕在化してきている。

これらの課題は、パワーバランスの変容やグローバル化の進展といった構造的変化ともあいまって複雑化・多様化しており、いかなる国も単独で解決できるものではなくなっている。すなわち、わが国を含め、もはやどの国も一国のみで国際社会の安定や自国の安全を確保することはできず、戦略的利益を共有する各国が協調して対応することが必要不可欠となっている。また、近年、軍事力が担う役割も多様化し、紛争直後の復興支

援などの平和構築や国家間の信頼醸成・友好関係の増進においても、重要な役割を果たす機会が増大している。

このように、安全保障・防衛分野における国際協力の必要性和潜在性がかつてなく高まる中、防衛省・自衛隊としても、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、わが国の安全及び地域の平和と安定、さらには国際社会全体の平和と安定及び繁栄の確保に積極的に寄与していく必要がある。具体的には、二国間・多国間の防衛協力・交流を強化するとともに、グローバルな安全保障上の課題などへの取組として、国連PKOや海賊対処活動をはじめ、国際平和協力活動及び各種任務をより積極的に推進していくこととしている。

第2章

安全保障協力の積極的な推進

第1節

戦略的な国際防衛協力に向けて

1 安全保障協力・対話、防衛協力・交流の意義と変遷

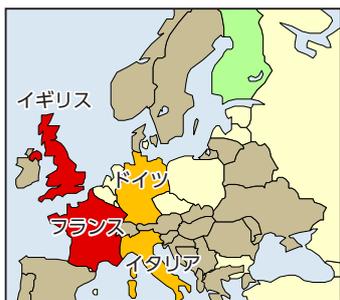
アジア太平洋地域の平和と安定は、わが国の安全保障に密接に関連するのみならず、グローバルなパワーバランスが変化する中で、国際社会においてもその重要性が増大してきている。この地域には大規模な軍事力を有する国家などが集中する一方、安全保障面での地域協力の枠組みは十分に制度化されておらず、また、域内各国の政治・経済・社会体制の違いが大きく、各国の安全保障観が多様である。既存の国際法を尊重せずに力を背景とした一方的な現状変更を図る動きも増加し、特に南シナ海などの問題は、海洋における法の支配、航行の自由や公海上空における飛行の自由、ひいては東南アジア地域の安定に懸念をもたらし

ており、こうした問題への対応が地域の安定を確保する観点から重要な課題となっている。こうした中、各国間の信頼を醸成するとともに、地域共通の安全保障上の課題に対して各国が協調して取り組む基盤を整えるためにも、国際情勢や安全保障上の課題を見据えながら、二国間・多国間で防衛分野の協力・交流をこれまで以上に戦略的かつ効果的に推進していく、戦略的な国際防衛協力¹の必要性が高まっている。

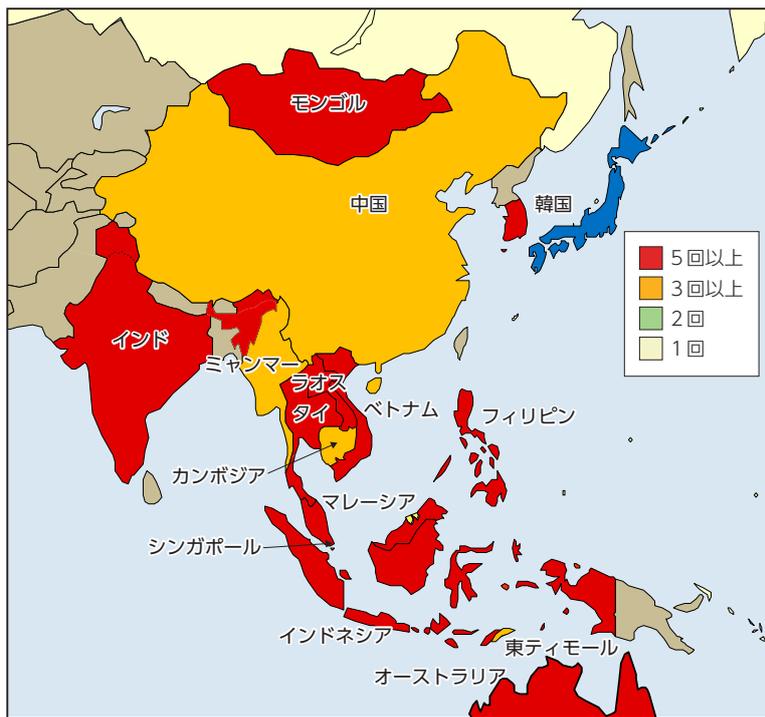
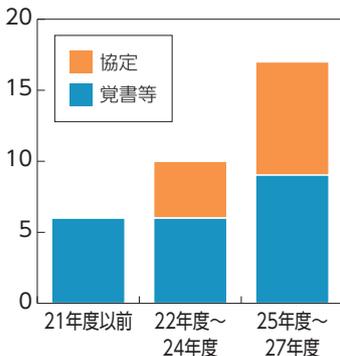
地域内外のパートナーとの信頼・協力関係を強化していく上で最も重要となるのが、オーストラリアや韓国、インド、ASEAN諸国、欧州諸国といった、わが国と戦略的利益を共有する国との協

¹ 15（平成27）年12月16日、安倍内閣総理大臣は自衛隊高級幹部会同において、「従来の発想にとらわれることなく、大胆に、戦略的な国際防衛協力を進めてほしい。そのことによって、私が地球儀を俯瞰する視点で展開する、戦略的な外交・安全保障政策の、一翼を担ってほしい。」と訓示した。

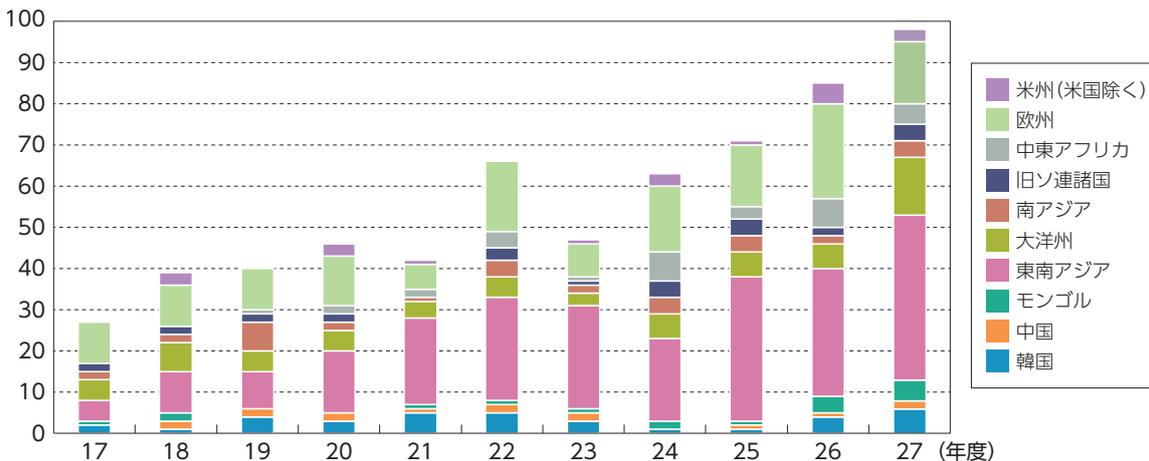
図表Ⅲ-2-1-1 ハイレベルの交流実績（15（平成27）年1月～16（平成28）年6月）



防衛分野の二国間協定・覚書等の締結数



防衛当局間の二国間会談・協議の開催回数



力である。

協力関係が最も進展するオーストラリアとは、単に二国間関係のみならず、ともに米国の同盟国として、日豪・日米豪の枠組みで、地域の秩序形成や国際社会の平和と安定の維持強化のために幅広く協力していくことが可能である。同じく米国の同盟国である韓国とも、北朝鮮問題への対応をはじめとする諸課題について、日韓・日米韓で協力していくことが重要である。世界最大の民主主義国であり、わが国のシーレーンの中央に位置するインドとは、海洋安全保障をはじめ、幅広い分野で共同訓練などの協力を強化していく。さらに、わが国のシーレーンの要衝を占め、また地域の平和と安定

及び繁栄に多大な影響を有するASEAN諸国とも、伝統的なパートナーシップに基づき、より実質的な防衛協力の強化を図っていく必要がある。

中国との安定的な関係は、地域の平和と安定に不可欠であり、防衛交流の促進により透明性の向上と相互の信頼醸成を図るとともに、不測の事態の発生の回避・防止のため、日中防衛当局間の海空連絡メカニズムの構築を推進する。

また、重要な隣国であるロシアとは、防衛交流を通じて信頼関係を増進させることが重要である。ウクライナ情勢などを踏まえ、G7の連帯を重視しつつ適切に対応するとともに、隣国として不測の事態や不必要な摩擦を招かないためにも、実

図表Ⅲ-2-1-2 安全保障対話・防衛交流

区分	類型	意義	概要
二 国 間	防衛首脳など ハイレベルの交流	双方の重要な関心事項である地域情勢や国防政策などについての率直な意見交換を通じて、相互の信頼・協力関係の充実・強化の増進を図るとともに、じ後の交流にはずみをつける。	・防衛大臣と各国国防大臣の対話・相互訪問 ・防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛事務次官、統幕長、陸・海・空幕長クラスの対話・相互訪問
	防衛当局者間の 定期協議など	国防政策の企画立案者同士が継続的に直接意見を交換することで、ハイレベルの対話・交流の基礎とするとともに、当該国との相互の信頼・協力関係の充実・強化の増進に寄与する。	・局長、審議官クラスの実務者同士による協議 ・統幕、陸・海・空自衛隊と関係諸国の統合参謀本部、陸・海・空軍との間の対話
	部隊間の交流	共同訓練や交流行事などを通じて相互の信頼・協力関係の充実・強化の増進を図る。	・人的交流 ・練習艦隊などの艦艇、航空機の相互訪問、捜索・救難などに関する共同訓練の実施
	留学生の交換	本来的な教育上の目的のほかに、比較的長期の滞在による人的交流を通じて、相手国の防衛政策や部隊の実態などに対する理解や信頼関係の増進に寄与するとともに、人的ネットワークの構築を図る。	・留学生の受入れ ・海外の軍関係機関への留学生の派遣
	研究交流	研究者の立場からの自由な意見交換を行い、相互理解を深めるとともに、防衛交流の維持・深化に寄与する。	防衛研究所と諸外国の軍関係の研究機関などとの研究交流
多 国 間	安全保障対話	関係諸国の間で情勢認識・安全保障政策について相互理解を深め、また、多国間にまたがる課題について幅広く意見交換や協議を行う。	・ADMMプラス、ARFにおける対話 ・防衛省主催の多国間対話 ・政府主催の多国間対話 ・民間主催の多国間対話
	共同訓練 セミナーなど	共同訓練、セミナーなどを通じて技量の向上と相互の信頼・協力関係の充実・強化の増進を図る。	・人的交流 ・災害救援、掃海、潜水艦救難などに関する共同訓練、セミナーなどの実施

務的コンタクトを絶やさないことが重要である。

モンゴルやニュージーランドをはじめとする他のアジア太平洋地域の友好諸国とも、地域の安定の確保に向けて様々な分野で協力していく。

国際的に世論形成力と規範形成力を有し、わが国と普遍的価値を共有している英国やフランスなど欧州各国は、国際社会の平和と安定及び繁栄に向けて共に主導的な役割を果たすパートナーである。また、日本と欧州は、地理的な隔たりにかかわらず、普遍的価値やルールに基づく国際秩序を構築するという共通の安全保障上の課題に直面しており、NATOなどとの協力を含め、欧州との関係を一層強化していくことが重要である。また、欧州各国の有する高い防衛能力や技術力を踏まえ、共同訓練や防衛装備・技術協力など、より具体的な協力を推進していく。さらに、中東の安定は、わが国にとってエネルギーの安定供給に直結する問題であり、湾岸諸国をはじめとする中東各国とも安全保障・防衛協力を推進していく。また、グローバル化の進展に伴い、安全保障課題も地域を越えた広がりをもつものが増加してきており、防衛省・自衛隊の資源が許す限りにおいて、中央アジアや中南米といった、これまで防衛交流が活発に行われていなかった地域の諸国とも交流を進

め、防衛交流・協力のネットワークを拡大していく必要がある。

防衛協力・交流の形態について、従来より、二国間の対話や交流を通じて、いわば顔が見える関係を構築することにより、対立感や警戒感を緩和し、協調的・協力的な雰囲気醸成する努力が行われてきた。これに加え、近年では、国際協力の必要性の高まりに応じて、共同訓練や能力構築支援、防衛装備・技術協力、さらには物品・役務相互支援協定などの制度的な枠組みの整備など、多様な手段を適切に組み合わせ、二国間の防衛関係を従来の交流から協力へと段階的に向上させてきている。

また、域内の多国間安全保障協力・対話も、従来の対話を中心とするものから域内秩序の構築に向けた協力へと発展しつつある。こうした二国間・多国間の防衛協力・交流を多層的かつ実質的に推進し、地域及びグローバルな安全保障環境の改善につなげていくことが重要となっている。

参照 資料48 (多国間安全保障対話の主要実績 (アジア太平洋地域・最近5年間))、資料49 (留学生受入実績 (平成27年度の新規受入人数))

参照 図表Ⅲ-2-1-1 (ハイレベル交流の実績 (15 (平成27)年1月~16 (平成28)年6月))

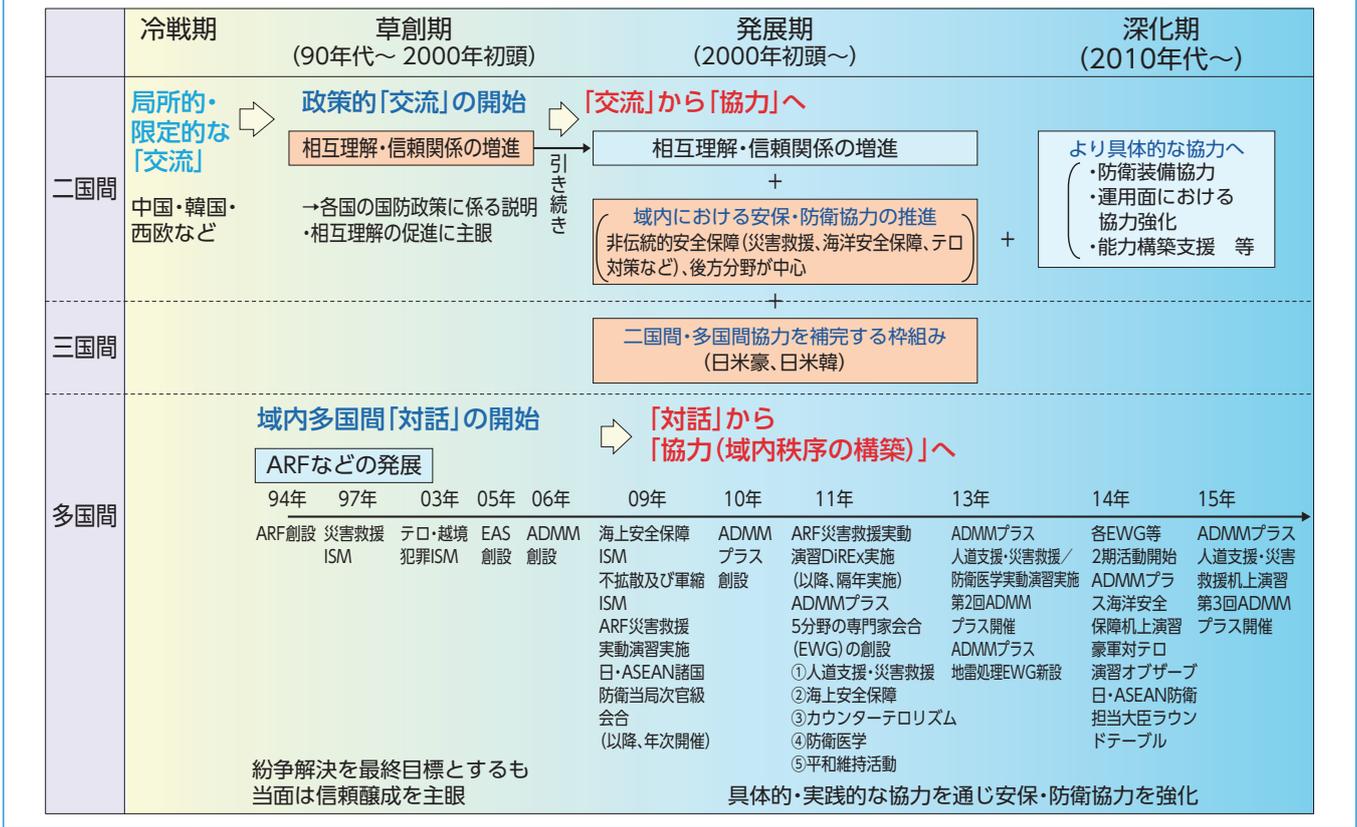
参照 図表Ⅲ-2-1-2 (安全保障対話・防衛交流)

参照 図表Ⅲ-2-1-3 (対話、交流から協力へ)

参照 図表Ⅲ-2-1-4 (防衛協力・交流イメージ)

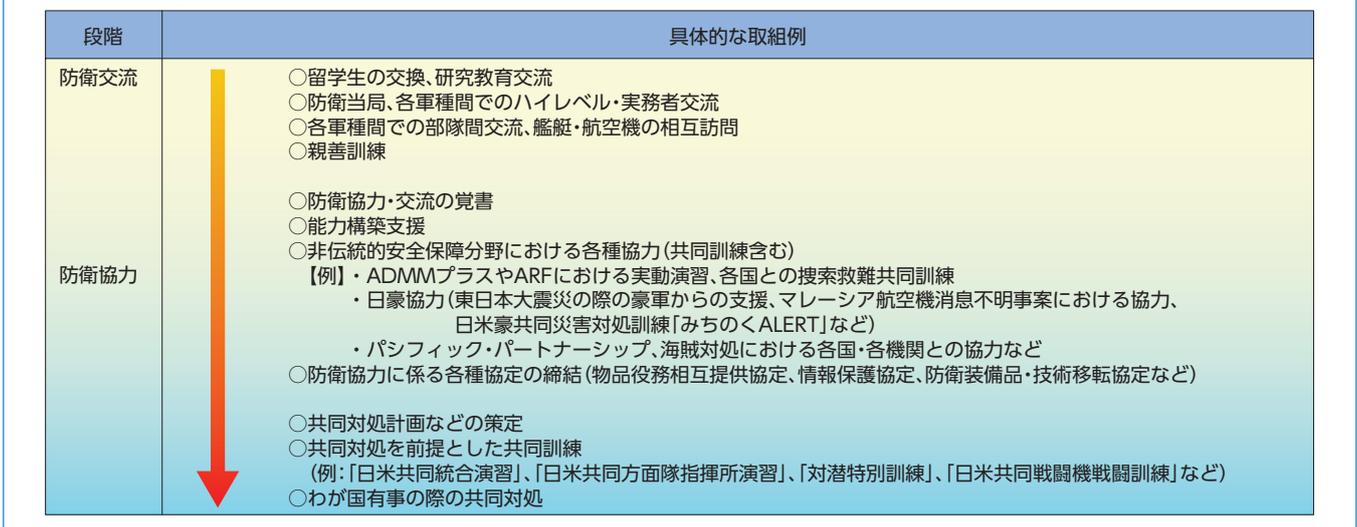
参照 図表Ⅲ-2-1-5 (各種協定締結状況)

図表Ⅲ-2-1-3 対話、交流から協力へ



第2章 安全保障協力の積極的な推進

図表Ⅲ-2-1-4 防衛協力・交流のイメージ



図表Ⅲ-2-1-5 各種協定締結状況

	安保・防衛協力文書	情報保護協定	防衛装備品・技術移転協定等	物品役務相互提供協定 (ACSA)
 米国	日米安全保障条約 51年9月署名 52年4月発効 60年1月署名 60年6月発効	07年8月 署名・発効	日米相互防衛援助協定 54年3月署名 54年5月発効 対米武器技術供与取極締結(交換公文) 83年11月 対米武器・武器技術供与取極締結(交換公文) 06年6月	96年4月 署名 96年10月 発効 04年2月 改正協定署名 04年7月 改正協定発効
 豪州	03年9月 署名 08年12月 改定	12年5月 署名 13年3月 発効	14年7月 署名 14年12月 発効	10年5月 署名 13年1月 発効
 英国	04年1月 署名 12年6月 改定	13年7月 署名 14年1月 発効	13年7月 署名・発効	14年5月 首脳会談で締結交渉開始に合意
 フランス	02年4月 署名 (書簡交換) 03年8月 付属文書改定 14年7月 意図表明文書署名	11年10月 署名・発効	15年3月 署名	検討中
 インド	14年9月 署名	15年9月 交渉開始 15年12月 日印首脳会談で署名・発効	15年8月 交渉開始 15年12月 日印首脳会談で署名	—
 韓国	09年4月 署名	11年1月 日韓防衛相会談で、意見交換を進めることで一致 ※12年6月末に韓国側の要請により署名が延期	—	11年1月 日韓防衛相会談で、意見交換を進めることで一致
 インドネシア	15年3月 署名	—	15年12月 [2+2] で交渉開始	—
 フィリピン	12年7月 意図表明文書署名 15年1月 覚書署名	—	15年11月 首脳会談で大筋合意 16年2月 署名 16年4月 発効	—
 マレーシア	—	—	15年5月 首脳会談で交渉開始に合意	—
 ニュージーランド	13年8月 署名	—	—	検討中
 イタリア	12年6月 意図表明文書署名	15年8月 日伊首脳会談において実質合意 16年3月 署名	—	—
 カナダ	—	—	—	11年8月 日加次官級[2+2] 対話で締結交渉を開始することで一致 13年9月 首脳会談で実質合意
 ロシア	99年8月 署名 06年1月 改定	—	—	—
 NATO	—	10年6月 署名・発効	—	—

※その他、星、越、蒙、カンボジア、スペイン、バーレーン、カタール、ジョージアとも防衛協力に関する文書締結

2 多国間安全保障枠組み・対話における取組

拡大ASEAN国防相会議（ADMMプラス）^{ASEAN Defence Ministers' Meeting} や、アジア太平洋地域における安全保障協力枠組みであるASEAN地域フォーラム^{ASEAN Regional Forum}（ARF）をはじめとした多国間枠組みの取組が進展しており、安全保障・防衛分野における協力・交流の重要な基盤となっている。わが国としても、東京ディフェンス・フォーラムや日ASEAN諸国防当局次官級会合を毎年開催するなど、地域における多国間の協力強化に寄与してきている。



第3回拡大ASEAN国防相会議

1 拡大ASEAN国防相会議（ADMMプラス）のもとでの取組

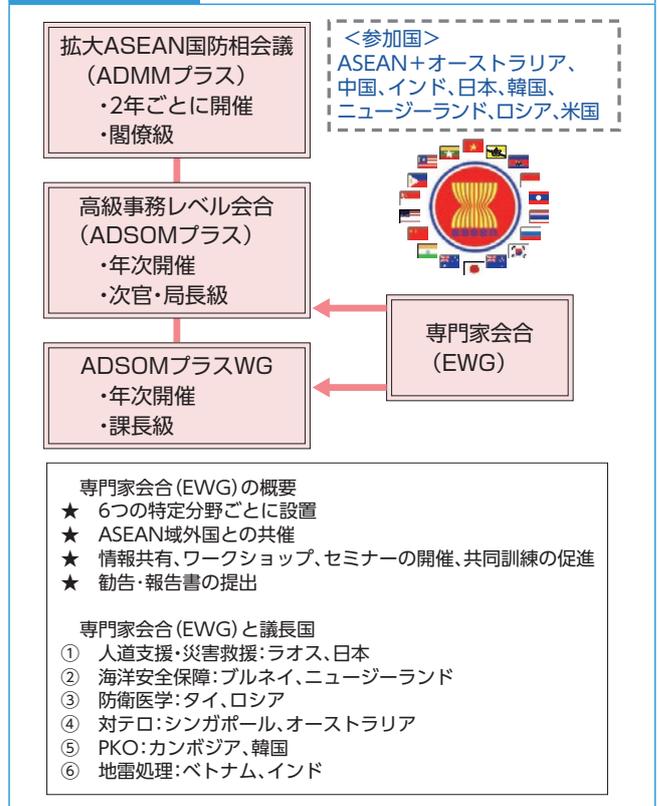
ASEAN諸国においては、域内における防衛当局間の閣僚会合であるASEAN国防相会議（ADMM）のほか、わが国を含めASEAN域外国8か国³を加えた拡大ASEAN国防相会議（ADMMプラス）が開催されている。

ADMMプラスは、ASEAN域外国を含むアジア太平洋地域の国防相が出席する政府主催の唯一の会議であるため、地域の安全保障・防衛協力の発展・深化の促進という観点から、極めて大きな意義があり、防衛省・自衛隊としても支援している。

ADMMプラスは、①（ADSOM）プラス^{ASEAN Defence Senior Officials' Meeting}、②ADSOMプラスWG、③専門家会合（EWG）^{Experts' Working Group}で構成されている。15（平成27）年11月のクアラルンプールでの第3回会議では、わが国から、航行の自由及び公海上空における飛行の自由の確保に向けて国際社会が一致して取り組むことの重要性とともに、地域全体が協力していくための指針として、「地域の海と空における共通のルールと法規の普及」、「海と空の安全保障」及び「地域における災害対処能力の向上」の重要性を強調した。

また、わが国はEWGの分野でも積極的に貢献している。11（同23）年7月から14（同26）年3

図表Ⅲ-2-1-6 拡大ASEAN国防相会議（ADMMプラス）の組織図及び概要



月までの間、シンガポールとともに防衛医学EWGの共同議長を務め、大規模災害発生時の防衛医学分野での各国の協力のあり方などについて、実践的な意見を交換したほか、海洋安全保障

2 ARFは、政治・安全保障問題に関する対話と協力を通じ、アジア太平洋地域の安全保障環境を向上させることを目的としたフォーラムで、1994（平成6）年から開催されている。現在26か国（ASEAN10か国（ブルネイ、インドネシア、ラオス、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム、カンボジア（以上1995（同7）年から）、ミャンマー（1996（同8）年から）に、日本、オーストラリア、カナダ、中国、インド（以上1996（同8）年から）、ニュージーランド、パプアニューギニア、韓国、ロシア、米国、モンゴル（以上1998（同10）年から）、北朝鮮（00（同12）年から）、パキスタン（04（同16）年から）、東ティモール（05（同17）年から）、バングラデシュ（06（同18）年から）、スリランカ（07（同19）年から）を加えた26か国）と1機関（欧州連合（EU：European Union））がメンバー国となり、外務当局と防衛当局の双方の代表による各種政府間会合を開催し、地域情勢や安全保障分野について意見交換を行っている。

3 10（平成22）年10月に発足し、ASEAN域外国として、わが国のほか、米国、オーストラリア、韓国、インド、ニュージーランド、中国及びロシアが参加している。

EWGでは、海上において軍艦や政府船舶が接近、遭遇した際に、意図しない衝突や事態のエスカレーションを回避するための慣習的な「マナー」を各国で共有することの重要性を強調した。14(同26)年7月から人道支援・災害救援EWGにおいて、ラオスとともに共同議長を務め、災害救援時の各国支援軍による活動を効率化するための多国間調整所(MNCC)の設置及び運営に係る標準作業手続(SOP)などの策定に向けて協議を進めている。15(同27)年8月には、同EWG机上演習をラオスにて実施し、当該SOP案の検証を実施した。

参照 図表Ⅲ-2-1-6(拡大ASEAN国防相会議(ADMMプラス)の組織図及び概要)

2 ASEAN地域フォーラム(ARF)

外交当局を中心に取り組んでいるARFについても、近年、災害救援活動、海洋安全保障、平和維持・平和構築といった非伝統的安全保障分野において、具体的な取組⁴が積極的に進められており、防衛省としても積極的に貢献している。例えば、海洋安全保障分野においては、09(同21)年以来、海洋安全保障に関する会期間会合(ISM on MS)が開催⁵されており、わが国の取りまとめにより、海洋安全保障分野の能力構築支援に関する「ベストプラクティス集」を作成した。また、災害救援分野においては、同年以来、ARF災害救援実動演習(ARF-DiREx)が実施されており(隔年実施)、防衛省・自衛隊からも、隊員、航空機などを派遣している。15(同27)年5月には、マレーシアにおいて4回目となるARF-DiREx2015が行われ、防衛省・自衛隊は約10名を派遣した。

3 防衛省・自衛隊が主催している多国間安全保障対話

(1) 日ASEAN防衛担当大臣ラウンドテーブル

13(同25)年12月の日ASEAN特別首脳会議における安倍内閣総理大臣の提案に基づき、14

(同26)年11月、ミャンマーにおいて、日ASEAN防衛担当大臣ラウンドテーブルを開催した。人道支援・災害救援や海洋安全保障といった、非伝統的安全保障分野における協力について意見交換を行った本ラウンドテーブルは、40年以上に及ぶ日ASEAN友好・協力の歴史において、初めて日本とASEAN諸国の防衛担当大臣が一堂に会した画期的な機会であり、今後の防衛協力強化に向けた重要な一歩となった。また、本年11月には、2回目となる日ASEAN防衛担当大臣ラウンドテーブルを開催することとしている。

(2) 東京ディフェンス・フォーラムなど

防衛省は、1996(同8)年から地域諸国の防衛政策担当幹部(国防省局長、将官クラス)を対象とする「アジア太平洋地域防衛当局者フォーラム(東京ディフェンス・フォーラム)」を毎年開催し、各国の防衛政策や防衛分野での信頼醸成措置への取組について意見交換を行っている。

16(同28)年3月に開催された第20回フォーラムでは、アジア太平洋地域の242か国、ASEAN事務局、欧州連合(EU)、赤十字国際委員会(ICRC)及び国連人道問題調整部(UNOCHA)の参加を得て、①「地域における非伝統的安全保障分野の能力向上—取組と課題」及び②「各国の防衛政策と地域の安全保障枠組み」について議論を行った。

また、01(同13)年より、わが国の安全保障・防衛政策、自衛隊の現状などに関する理解の促進を目的に、アジア太平洋地域の国から、主に安全保障政策の関係者をわが国に招へいしている。

(3) 日ASEAN諸国防衛当局次官級会合

日ASEAN間の次官級の人脈の構築を通じて二国間・多国間の関係強化を図るため、09(同21)年より毎年、防衛省主催で日ASEAN諸国防衛当局次官級会合を開催している。15(同27)年9月に第7回会合が札幌で開催され、ASEAN諸国及びASEAN事務局の次官クラスの参加を得て、「海

⁴ 毎年、外相級の閣僚会合のほかに、高級事務レベル会合(SOM: Senior Officials' Meeting)及び会期間会合(ISM: Inter-Sessional Meeting)が開かれるほか、信頼醸成措置及び予防外交に関する会期間支援グループ(ISG on CBM/PD: Inter-Sessional Support Group on Confidence Building Measures and Preventive Diplomacy)、ARF安全保障政策会議(ASPC: ARF Security Policy Conference)などが開催されている。また、02(平成14)年の閣僚会合以降、全体会合に先立って、ARF防衛当局者会合(DOD: Defense Officials' Dialogue)が開催されている。

⁵ わが国は11(平成23)年、インドネシア及びニュージーランドとともに第3回会期間会合を東京で共催した。

と空における共通のルール及び法規の普及]、「海と空の安全保障の促進」及び「災害対処能力の向上」について意見交換を行った。また、航行の自由や公海上空飛行の自由の原則及び海上における危機管理システムの確立の重要性を確認するとともに、災害対処のために共同訓練を通じた相互運用性向上の必要性について認識を共有した。

参照》資料50 (防衛省主催による多国間安全保障対話)

4 その他

(1) 民間機関主催の国際会議

安全保障分野においては、政府間の国際会議だけでなく、政府関係者、学者、ジャーナリストなどが参加する民間機関主催の国際会議も開催され、中長期的な安全保障上の課題の共有や意見交換などが行われている。主な国際会議として、IISS (英国国際戦略研究所) が主催する IISS アジア安全保障会議 (シャングリラ会合)⁶ や、欧米における安全保障会議の中でも最も権威ある会議の一つであるミュンヘン安全保障会議⁷ がある。

16 (同28) 年6月に開催されたシャングリラ会合の第15回会議では、中谷防衛大臣が、第2全体セッション「アジアにおける軍事競争の管理」においてスピーチを行ったほか、参加国との二国間・三国間会談を行い、南シナ海情勢を含む地域情勢や防衛協力などについて意見交換を行い、各国との今後の協力強化の方策を確認した。

16 (同28) 年2月に開催された第52回ミュンヘン安全保障会議には、若宮防衛副大臣が出席した。今回の会議には、米国、ドイツ、英国、フランスなどから、計600人以上の、各国首脳・閣僚らが参加し、テロ対策、難民問題、中東・アフリカ情勢をはじめとするグローバルな安全保障問題について幅広い議論が行われた。

(2) 各軍種間における取組

ア アジア太平洋諸国参謀総長等 (CHOD) 会議

Chief of Defense

CHODは、主にアジア太平洋諸国の参謀総長などが一堂に会し、地域の安全保障に関するテーマについて自由に意見交換を行うとともに、併せて行われる二国間会談などを通じて、域内各国の相互信頼醸成及び安全保障上の関係強化を図ることを目的として開催されている。わが国は1998 (同10) 年の第1回会議以来、継続して参加しており、15 (同27) 年9月の第18回会議には統幕長が参加した。

イ 太平洋地域陸軍参謀総長等会議 (PACC)

Pacific Armies Chief Conference

PACCは、米陸軍及びアジア太平洋地域各国陸軍との共催により、各国陸軍種間の関係を向上させるとともに安全保障協力の促進を図ることを目的として隔年で開催されている。陸自は1999 (同11) 年以来継続して参加しており、15 (同27) 年9月のPACCには陸幕長が参加した。

ウ 西太平洋海軍シンポジウム (WPNS)

Western Pacific Naval Symposium

WPNSは、1988 (昭和63) 年以降、西太平洋地域の海軍参謀総長などの参加を得て隔年で開催され、海洋安全保障に関して幅広く議論している。海自は、1990 (平成2) 年の第2回以降継続して参加しており、16 (同28) 年4月のWPNSには海幕長が参加した。また、14 (同26) 年4月に中国・青島で開催された際には、「CUES (洋上で不慮の遭遇をした場合の行動基準)」を採択するなど、地域の海洋安全保障における実質的な役割を果たしている。

エ 太平洋地域空軍参謀総長等シンポジウム (PACS) など

Pacific Air Chiefs Symposium

PACSは、米国の主催により、各国空軍参謀総長などが意見交換を行うことで、域内各国の相互理解を促進するとともに、安全保障上の関係を強化することを目的として隔年で開催されている。空自は、1989 (同01) 年の第1回以来、13 (同25) 年の第13回を除き、継続して参加しており、15 (同27) 年9月のPACSには空幕長が参加した。

参照》資料51 (その他の国家間安全保障対話など)

6 諸外国の国防大臣クラスを集めて防衛問題や地域の防衛協力についての議論を行うことを目的として開催される多国間会議であり、民間研究機関である英国の国際戦略研究所の主催により始まった。02 (平成14) 年の第1回から毎年シンガポールで開催され、会場のホテル名からシャングリラ会合 (Shangri-La Dialogue) と通称される。

7 欧米における安全保障会議の中で最も権威ある民間主催の国際会議の一つであり、1962年から毎年 (例年2月) 開催されている。欧州主要国の閣僚をはじめ、世界各国の首脳や閣僚、国会議員、国際機関主要幹部が例年参加している。

3 能力構築支援をはじめとする実践的な多国間安全保障協力の推進

各国との二国間・多国間での防衛分野における関係が深化するのに伴い、能力構築支援をはじめとしたより実践的かつ多様な手段を組み合わせることにより、防衛協力・交流の一層の強化・深化を図っている。

1 能力構築支援への積極的かつ戦略的な取組

(1) 能力構築支援実施の意義

近年、重要性が認識されている能力構築支援(キャパシティ・ビルディング)は、平素から継続的に安全保障・防衛関連分野⁸における人材育成や技術支援などを行い、支援対象国自身の能力を向上させることにより、地域の安定を積極的・能動的に創出し、グローバルな安全保障環境を改善するための取組である。能力構築支援に取り組むことは、①支援対象国が自らグローバルな安全保障環境の改善に貢献することを可能にする、②支援対象国との二国間関係の強化が図られる、③米国や豪州などの他の支援国との関係強化につながる、④地域の平和と安定に積極的・主体的に取り組むわが国の姿勢が内外に認識されることにより、防衛省・自衛隊及び日本全体への信頼が向上する、といった意義がある。

また、こうした取組は自衛隊自体の能力向上にもつながるものである。

(2) 具体的な活動

長期派遣事業は、講義や実習など、規模が大きく体系的な人材育成などを行うため、比較的長期にわたり、事務官、自衛官、NGOなどの要員からなるチームを派遣するものであり、これまでに東ティモール、カンボジア及びモンゴルにおいて活動を行った。15(平成27)年度においては、モンゴルに対する道路構築などの施設分野に関する技術指導などを実施した。

短期派遣事業は、セミナーにおける講義などを行うため、知見を有する自衛官などを短期間派遣

するものであり、これまでに、モンゴル、ベトナム、インドネシア、パプアニューギニア、ミャンマー、フィリピン、マレーシア及びラオスに自衛官などを派遣した。同年度は、フィリピン及びマレーシアでの国際航空法、ミャンマー及びラオスでの人道支援・災害救援、東ティモールでの車両整備、インドネシアでの海洋安全保障(海洋学)、ベトナムでの飛行安全及び航空医学、ミャンマー及びベトナムでの潜水医学についてそれぞれセミナーを実施し、カンボジアでは道路構築に関する技術指導を実施した。また、16(同28)年度は、タイでの航空航法についてのセミナーを実施した。

要員の招へいは、相手国側の実務者などを招待し、わが国において行う教育訓練などを視察・研修させるものであり、これまでに、ベトナム、モンゴル、インドネシア、東ティモール、カンボジア、



モンゴルにおいて道路構築教育を行う隊員



フィリピンにおいて国際航空法の教育を行う隊員

8 人道支援・災害救援、地雷・不発弾処理、防衛医学、海洋安全保障、国連平和維持活動など



ミャンマーにおいて潜水医学に関する講義を行う隊員

フィリピン、ミャンマー及びパプアニューギニアから軍関係者を招へいた。15（同27）年度は、パプアニューギニアの要員に対して軍楽に関する研修、ミャンマーの要員に対して航空気象、潜水医学及び人道支援・災害救援分野に関する研修、ベトナムの要員に対してPKO分野に関する研修、モンゴルの要員に対して施設分野・道路構築に関する研修を実施した。また、16（同28）年度は、タイの要

員に対して飛行安全分野に関する研修を実施した。

参照》図表Ⅲ-2-1-7（能力構築支援事業の活動状況）

参照》資料52（能力構築支援の状況）

参照》資料53（要員の招へいの状況）

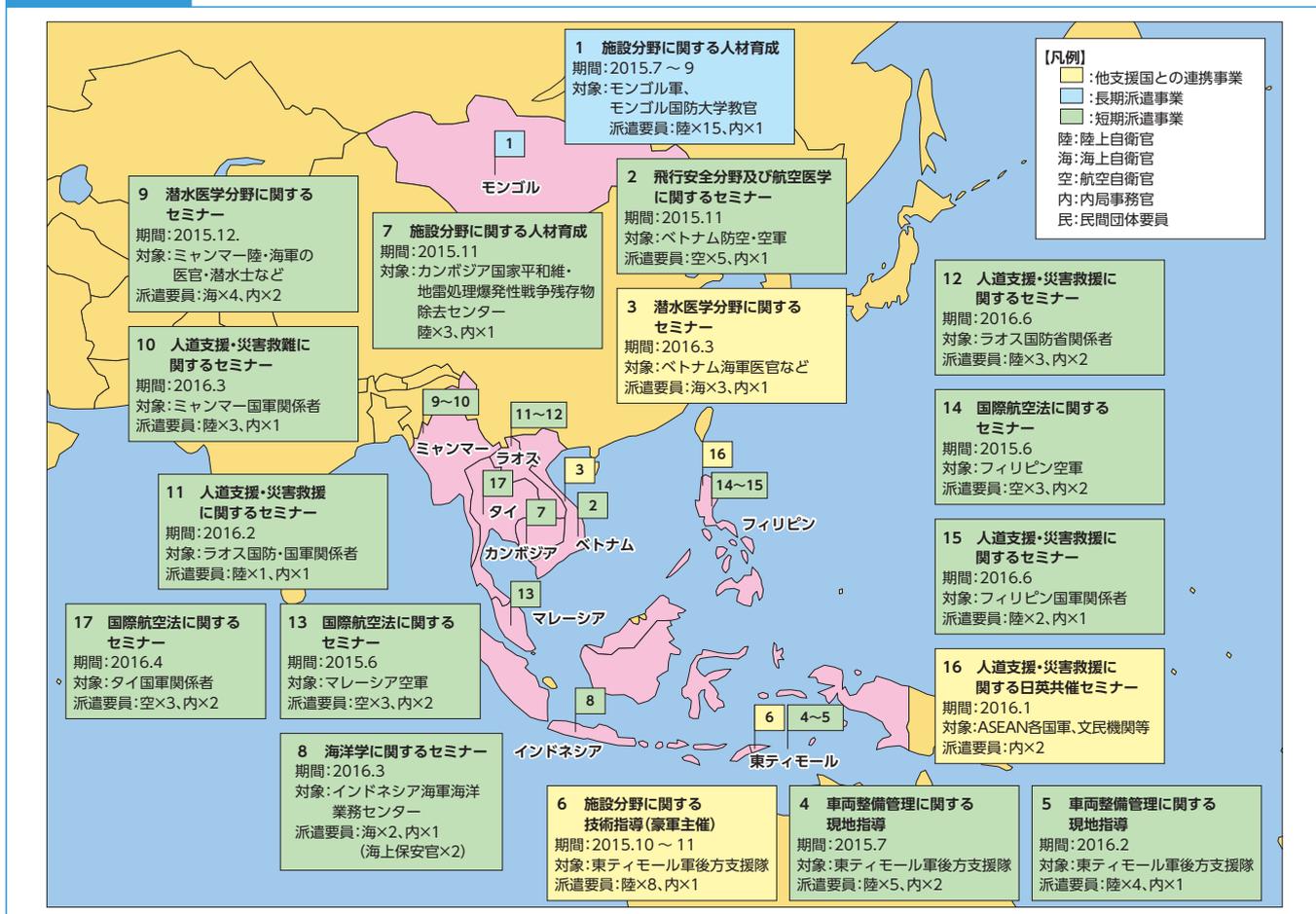
（3）関係各国との連携

地域の安全保障環境の安定化を図る上で、他の支援国との協力が必要不可欠であり、特に日米豪間では能力構築支援が重要な取組の一つとなっている。

日米間においては、15（同27）年4月の日米外務・防衛閣僚協議（「2+2」）の共同発表において、地域の平和・安定・繁栄のため、能力構築支援を含めた両国の協力の継続的かつ緊密な連携強化を明記し、同月の日米首脳会談及び同年11月の日米防衛相会談においてもこれを確認した。

日米豪間においても、15（同27）年5月の日米豪3国防衛相会談において、海洋安全保障分野における継続的な3か国協力を進めることで合意した。具体的協力として、東ティモール軍工兵部隊に対する能力構築支援として同年10月から11月にか

図表Ⅲ-2-1-7 能力構築支援事業の活動状況



東ティモール国防軍司令部 物資課補給班 少尉 ジュリア・ダ・コスタ (Julia Da Costa)

私は、東ティモールに対する豪軍主催の能力構築支援事業「ハリィ・ハムトゥック (HARII HAMUTUK)」に、日本語・テトゥン語通訳として陸上自衛隊の隊員とともに参加しました。

「ハリィ・ハムトゥック」には、東ティモールの公用語であるテトゥン語で「共に築く」という意味があり、本事業では日米豪東ティモール4か国からの参加者約100名が、力を合わせて宿舍や教場などの建設工事を行いました。

10 (平成22) 年から日本で防衛大学校に留学した私は、15 (平成27) 年春に初めての女性留学生の一人として防大を卒業しました。日頃は国防軍司令部の補給班で勤務していますが、防大留学で身につけた日本語能力を日本・東ティモール間のみならず、米豪軍も含めた協力の場で活かし、日本語・テトゥン語通訳として参加できたことは、大きな喜びでした。

東ティモール国防軍工兵の能力向上のために、一緒に汗を流して建設工事を行う日米豪の隊員の姿には感銘を受けました。現場における4か国の隊員とのふれあいを通じ、本事業は東ティモールにとっても日米豪にとっても意義の大きなものであると感じました。

今後も「ハリィ・ハムトゥック」に限らず、様々な機会を通じて日本・東ティモール防衛協力・交流の架け橋になりたいと思います。



通訳を行う筆者 (中央)

けて、豪軍主催の訓練「HARII HAMUTUK」に自衛隊が米軍と共に参加し、建設などにかかる施設分野の技術指導を実施した。また、13 (同25) 年5月、15 (同27) 年3月及び16 (同28) 年3月のベトナムにおける潜水医学セミナーに米豪両国から専門家が参加した。

さらに、日英間においても、16 (同28) 年1月の日英「2+2」共同声明に、特に海洋安全保障、海洋安全、海洋保全及びサイバーセキュリティにおいて東南アジア諸国の能力構築のための更なる連携を追求する旨が明記され、同月、両国は人道支援・災害救援に関するASEAN諸国向けセミナーをフィリピンで共催し、防衛省による国際緊急援助活動の取組実績及び同分野の能力構築支援について共有を図った。

このように、能力構築支援を実施している関係各国との緊密な連携を図り、相互に補完しつつ、効果的・効率的に支援を実施していくことが重要である。

2 パシフィック・パートナーシップ

07 (平成19) 年より行われているパシフィック・パートナーシップ (PP) は、米海軍を主体とする艦艇が域内各国を訪問して、医療活動、土木事業及び文化交流などを行い、各国政府、軍、国際機関及びNGOとの協力を通じ、参加国の連携強化や国際災害救援活動の円滑化などを図る活動である。わが国は、07 (同19) 年以降、自衛隊医療要員や部隊などを派遣しており、16 (同28) 年は東ティモール、ベトナム、パラオ及びインドネシアに自衛隊医療要員、陸自施設要員及び海自艦艇を派遣し、活動することとしている。

3 多国間共同訓練

(1) アジア太平洋地域での多国間共同訓練の意義

アジア太平洋地域では、00 (同12) 年より、従来から行っていた戦闘を想定した訓練に加え、人道支援・災害救援、非戦闘員退避活動 (NEO) な

Non-combatant Evacuation Operation

どの非伝統的安全保障分野を取り入れた多国間訓練への取組を行っている。

このような多国間の共同訓練に参加することは、自衛隊の各種技量の向上はもとより、関係国間との協力の基盤を作る上で重要であり、防衛省・自衛隊としても、これらの訓練に積極的に取り組んでいる。

参照》資料54 (多国間共同訓練の参加など (最近3年間))

(2) 多国間共同訓練への取組

ア 多国間共同訓練の主催・参加

02 (同14) 年4月、海自が初めて第2回西太平洋潜水艦救難訓練を主催し、その後も、同年10月に多国間捜索・救難訓練、13 (同25) 年9月に第6回西太平洋潜水艦救難訓練を主催した。また、11 (同23) 年3月には、ARFの枠組みで2回目となる災害救援実動演習 (ARF-DiREx2011) をわが国とインドネシアが共催した。

さらに、自衛隊は、05 (同17) 年以降、毎年、米・タイ共催の多国間共同訓練 (コブラ・ゴールド) に参加しており、16 (同28) 年2月に行われ

た「コブラ・ゴールド16」では、指揮所演習、在外邦人等輸送訓練、人道・民生支援活動の衛生部門のほか、建設部門に初めて参加した。また、10 (同22) 年以降、米国の提唱する国連平和維持活動にかかる多国間共同訓練GPOIキャップストーン演習Global Peace Operations Initiativeに参加しており、15 (同27) 年8月にマレーシアで行われた「クリス・アマン」では、幕僚訓練及び実動訓練に参加した。

陸自は16 (同28) 年5月から6月にかけて、米・モンゴル共催の多国間共同訓練 (カーン・クエスト16) に参加した。海自は、15 (同27) 年10月にインド東方海空域における米印主催海上共同訓練 (マラバル2015)、16 (同28) 年4月にインドネシア周辺海空域におけるインドネシア主催多国間訓練 (コモド16) 及びアラビア半島周辺海域で行われた米国主催の国際掃海訓練、同年6月に佐世保から沖縄東方海域におけるマラバル2016に参加した。空自は同年2月、グアムで行われた日米豪共催による「コープ・ノース・グアム16」に参加するとともに、多国間共同訓練である人道支援・災害救援訓練に参加した。



パシフィック・パートナーシップにおいて建設活動に従事する隊員



GPOIキャップストーン演習 (クリス・アマン) において状況を説明する隊員



コモド2016に参加する護衛艦「いせ」と他国艦艇



多国間訓練カーンクエストに参加する隊員

イ 多国間における机上演習など

01 (同13) 年9月、わが国で行った第4回日露捜索・救難共同訓練にアジア太平洋地域の8か国からオブザーバー参加を得て以来、諸外国からのオブザーバーの招へいにも取り組んでいる。

また、陸自は、02 (同14) 年以降、多国間協力

の一環として、毎年、アジア太平洋地域多国間協力プログラム (MCAP) を主催し、関係各国の実務者を招へいしている。15 (同27) 年には、21か国及び国際機関からの参加を得て、討議、研修などを行った。

4 各国との防衛協力・交流の推進

安全保障分野での協力・交流を推進するに際して、相手国の実情や日本との関係なども踏まえつつ、最適な手段を組み合わせ強化していく必要性があり、多国間の枠組みでの包括的な取組のみならず、二国間での防衛協力・交流が重要となる。

1 日豪防衛協力・交流

(1) オーストラリアとの防衛協力・交流の意義など

オーストラリアは、わが国にとってアジア太平洋地域の重要なパートナーであり、同じ米国の同盟国として、普遍的価値⁹のみならず戦略的利益や関心を共有している。特に近年、両国はアジア太平洋地域において責任ある国として、災害救援や人道支援活動などの分野を中心とした相互協力を強化している。日豪間の防衛協力・交流は、07 (平成19) 年3月、米国以外では初の安全保障に特化した共同宣言である「安全保障協力に関する日豪共同宣言」を発表して以来、着実に進展しており、現在ではより実際の・具体的な協力の段階に移行している。

10 (同22) 年5月、第3回日豪外務・防衛閣僚協議 (「2+2」) において、日豪物品役務相互提供協定 (ACSA)¹⁰ 及び日豪ACSAに基づく手続取決めの署名が行われ、13 (同25) 年1月に発効した。これにより国際平和協力活動などにおいて、自衛隊と豪軍が物品や役務を相互に提供できるようになった。また、同年3月には、日豪情報保護協定が発効し、二国間の情報共有の基盤が整備さ

れたことから、さらなる二国間協力の強化が期待される。

さらに、12 (同24) 年9月、第4回日豪「2+2」会合において、「共通のビジョンと目標」と題する共同声明を発表し、日豪の防衛協力を一層拡大することで一致した。

(2) 最近の主要な防衛協力・交流実績など

14 (同26) 年7月、安倍内閣総理大臣は、アボット首相との日豪首脳会談において、両国の関係を「21世紀のための特別な戦略的パートナーシップ」と位置づけ、日豪防衛装備品・技術移転協定に署名するとともに、同年6月の第5回日豪「2+2」会合で合意した日豪防衛協力のための提案¹¹を承認した。

15 (同27) 年5月、第14回シャングリラ会合に際して行われた日豪防衛相会談においては、中谷防衛大臣とアンドリュース国防大臣との間で、共同訓練などを通じて日豪防衛協力を強化することについて合意した。同年6月、東京での日豪防衛相会談においては、今後の防衛協力について幅広く意見交換を行うとともに、南シナ海における力による一方的な現状変更に対して強く反対し、中国による埋め立てに対する深刻な懸念を共有し、国際法に従った解決を求めていくことで一致した。同年11月の第6回日豪「2+2」会合において、日豪の「特別な戦略的パートナーシップ」の一層の強化及び日豪安全保障・防衛協力の強化のための新たなイニシアティブを特定した。

⁹ 普遍的価値：国家安全保障戦略においては、「自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配など」を普遍的価値としている。

¹⁰ 正式名称：日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定

¹¹ 訓練・演習の拡充、人的交流の拡張及び人道支援・緊急援助、海洋安全保障、平和維持、能力構築及び米国との三国間協力を通じて、二国間の安全保障・防衛関係を深化させるとともに、共同運用と訓練を円滑化すべく、行政的、政策的及び法的手続を相互に改善する協定の作成に向けて、交渉を開始することを決定したものである。

こうした流れの中で、同年12月の日豪首脳会談において、両首脳は、両国間の「特別な戦略的パートナーシップ」を再確認し、アジア・太平洋及び国際社会の平和と繁栄に対する責任を担うとの展望をもって特別な関係を深めることの重要性を強調するとともに、11月の「2+2」会合で合意した新たなイニシアティブを承認した。

また、軍種間の交流も活発に行っており、空幕長がオーストラリア主催のAPCに参加するなど、相互理解及び信頼・友好関係の増進を図っている。

12(同24)年8月より、自衛隊のUNMISS派遣部隊において、豪軍要員2名が自衛隊で業務調整を行うなど、日豪の協力の円滑化・強化は、域内秩序の形成や国連を中心とする国際平和のための努力にも寄与してきている。

15(同27)年10月には日本近海において、16(同28)年4月にはオーストラリア周辺海域において、日豪共同訓練を実施するなど、訓練・演習での連携も強化してきている。

また、15(同27)年12月から船舶の流体力学分野に関する共同研究を開始するなど、多面的な防衛装備・技術協力について検討を進めている。また、オーストラリアの将来潜水艦プログラムに関しては、15(同27)年11月にわが国は検討結果をオーストラリアに提出したが、16(同28)年4月、オーストラリア政府は国際パートナーをフランス企業に決定したと発表した。

参照》Ⅲ部3章3節3項(新たな防衛装備・技術協力の構築)



米太平洋特殊作戦コマンド司令官(左)、米太平洋海兵隊司令官(左から2人目)、豪陸軍本部長(右から2人目)、米太平洋陸軍司令官(右)と交流する岩田陸幕長(中央)

参照》資料55(最近の日豪防衛協力・交流の主要な実績(過去3年間))

(3) 日米豪の協力関係

日本とオーストラリアは、ともに米国の同盟国であると同時に、普遍的価値を共有しており、アジア太平洋地域及び国際社会が直面する様々な課題の解決のため、緊密に協力している。このような協力を効果的・効率的なものとするためには、地域の平和と安定のために不可欠な存在である米国を含めた日米豪三か国による協力を積極的に推進することが重要である。

07(同19)年4月以降、計6回にわたって、三か国の局長級会合である日米豪安全保障・防衛協力会合(SDCF)が行われている。

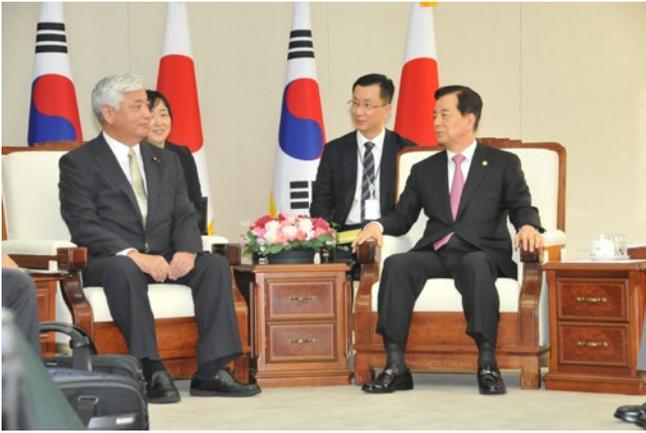
また、訓練・演習では、15(同27)年7月に、米豪共同統合演習(タリスマン・セーバー)に初めて陸自部隊が参加したほか、海自艦艇が16(同28)年1月及び4月、日米豪共同海外巡航訓練に参加した。

2 日韓防衛協力・交流

(1) 韓国との防衛協力・交流の意義など

韓国は、わが国にとって戦略的利益を共有する最も重要な隣国であり、地政学的にもわが国の安全保障にとって極めて重要な国である。また、米国の同盟国として、その戦略的利害関係の多くが共通している。このため、時に困難な問題が起きるとしても、両国が安全保障面において緊密に連携することは、アジア太平洋地域における平和と安定にとって大きな意義がある。

さらに、日韓両国が直面している安全保障上の課題は、北朝鮮の核・ミサイル問題のみならず、テロ対策やPKO、大規模自然災害への対応、海賊対処、海洋安全保障など、広範にわたる複雑なものとなってきている。こうした安全保障上の課題に両国が効果的に対応していくためには、相互理解・信頼醸成の増進のための交流にとどまらず、より広範かつ具体的な防衛協力を行っていくことが必要であり、情報保護協定及び物品役務相互提供協定(ACSA)の締結が重要である。



韓国における日韓防衛相会談（15（平成27）年10月）



韓国海軍艦艇（手前）と訓練を行う海自艦艇（奥）

(2) 最近の主要な防衛協力・交流実績など

15（同27）年4月、約5年ぶりとなる外務・防衛実務レベルによる日韓安保対話がソウルで開催され、両国の安全保障政策や防衛政策について意見交換を行った。また、同年5月、第14回シャングリラ会合に際して、中谷防衛大臣は、韓民求国防部長官と4年ぶりとなる日韓防衛相会談を行い、両国を取り巻く安全保障環境について認識を共有し、両国の防衛政策について意見交換を行った。また、自衛隊観艦式への韓国海軍艦艇の参加や、日韓捜索・救難共同訓練の年内実施など、具体的な防衛協力・交流について協議し、韓国側からは前向きな反応を得た。同年10月のソウルでの防衛相会談では、両国間の安全保障上の懸念に関し、日韓及び日米韓の協力が重要であることについて認識が一致したほか、両国間の人的交流、部隊間交流、教育・研究交流など様々な分野で防衛交流を強化するとともに、国連PKO、ソマリア沖・アデン湾での海賊対処活動や人道支援及び災害救難活動などの分野で協力を推進することで一致した。16（同28）年6月には、第15回シャングリラ会合に際して、日韓防衛相会談を行い、日韓・日米韓の安保・防衛協力をより一層前進させていく必要性を確認した。また、北朝鮮の核・ミサイル問題などの緊急事案が起きた際に適切に連絡・調整を行うため、既に設置されている防衛省－韓国国防部門の緊急連絡体制を強化することで一致した。また、防衛協力・交流について、様々なレベルでの防衛交流の再活性化を評価するとともに、今

後も機会を捉え協力を進めることで一致した。

15（同27）年10月には、自衛隊観艦式に韓国海軍艦艇が参加し、引き続き日韓捜索・救難訓練を実施するなど、韓国海軍との連携強化を図り、同年11月の自衛隊音楽まつりには、韓国海軍軍楽隊が参加した。また、同月、ソウル国際航空宇宙及び防衛産業展示会（ADEX）に空幕長が参加し、約6年ぶりに空軍参謀総長との意見交換を行った。また、16（同28）年3月、海幕長が訪韓し、海軍参謀総長との意見交換を実施したほか、同年4月には陸軍参謀総長が訪日し、陸幕長との意見交換を行うなど、陸・海・空幕僚長の交流が再開された。

同年4月に発生した熊本地震においては、韓国空軍輸送機C-130による支援物資の提供があり、日韓両国の緊密な連携を示した。

参照 資料56（最近の日韓防衛協力・交流の主要な実績（過去3年間））

(3) 日米韓の協力関係

日韓両国は、アジア太平洋地域の平和と安定にとって不可欠な米国と同盟関係にあることから、1994（同6）年以降、日米韓三か国の防衛当局間で主に実務レベルの政策協議を実施しており、14（同26）年12月には、「日米韓情報共有に関する防衛当局間取決め¹²」に署名し、この取決めに基づき、北朝鮮の核及びミサイルの脅威に関する秘密情報の共有が可能となるなど、具体的な協力も進展している。また、16（同28）年3月に行われた日米韓首脳会談において、安全保障分野におけ

12 正式名称：北朝鮮による核及びミサイルの脅威に関する日本国防衛省、大韓民国国防及びアメリカ合衆国防省の間の三者間情報共有取決め

る日米韓協力を一層進めていく必要性を確認し、外務・防衛当局間で具体的な安全保障・防衛協力を前進させるべく事務方に指示することで一致したことを踏まえ、日米韓三か国により一層緊密な連携・協力が求められている。

日米韓三か国では09(同21)年以降、シャングリラ会合の機会を活用して日米韓防衛相会談を実施しており、16(同28)年6月の日米韓防衛相会談では、北朝鮮を含む地域情勢や日米韓防衛協力について協議し、共同声明を発表した。会談では、北朝鮮の挑発行為を強く非難するとともに、北朝鮮の核実験・弾道ミサイル発射事案の際に、三か国の様々なレベルで緊密な連絡・協力したことを評価し、これらの努力を継続することで一致した。また、三か国の防衛当局間での連絡・調整を促進する方法を検討することを事務方に指示するとともに、初の日米韓ミサイル警戒演習「パシフィック・ドラゴン2016」を実施することで一致したほか、防衛医療交流、文化交流、情報共有の強化、海洋安保などについて議論を行った。

実務レベルにおいては、日米韓防衛実務者協議(DTT)の枠組みにおいて、局長級、課長級など様々なレベルで緊密な連携を行っている。直近では、16(同28)年1月の北朝鮮による核実験及び同年2月の「人工衛星」と称する弾道ミサイル発射を受け、それぞれ局長級のテレビ会議を開催して情報共有・意見交換を行い、緊密に協力していくことで合意した。

また、日米韓三か国は軍種間でも緊密な連携を図っている。14(同26)年7月、ハワイにおいて統幕長、米国統合参謀本部議長及び韓国合同参謀本部議長による初の日米韓参謀総長級会談を行い、北朝鮮による核及びミサイルの脅威など深刻化する安全保障情勢や日米韓三か国の連携強化に向けた方策などについて幅広く議論した。また、16(同28)年2月にも日米韓参謀総長級テレビ会議を実施し、北朝鮮の核実験などを受け、三か国による情報共有や協力について議論した。

3 日印防衛協力・交流

(1) インドとの防衛協力・交流の意義など

インドは、世界最大となることが見込まれている人口と、高い経済成長や潜在的経済力を背景に影響力を増しており、わが国と中東、アフリカを結ぶシーレーン上のほぼ中央に位置するなど、地政学的に極めて重要な国である。また、インドとわが国は、普遍的価値¹³を共有するとともに、アジア及び世界の平和と安定、繁栄に共通の利益を有しており、特別な戦略的グローバル・パートナーシップを構築している。このため、近年、日印両国は安全保障分野での関係も強化している。

08(同20)年10月には日印首脳間で、安全保障に特化した共同宣言としては米国、オーストラリアに次いで3か国目となる「日印間の安全保障協力に関する共同宣言」が署名され、09(同21)年12月には、同じく首脳間で日印間の安全保障協力を促進するための「行動計画」を策定した。これにより、防衛大臣・幕僚長などの各レベルでの協議や、二国間及び多国間の訓練を含む軍種間交流、海賊対処における協力などの海洋安全保障における協力の推進などの取組が深化し、その後の日印間の安全保障分野における指針となった。さらに、14(同26)年9月には、日印防衛協力及び交流の覚書が署名され、地域やグローバルな課題に対応できるパートナーとしての関係を強化している。



インド海軍参謀総長(左)と交流する武居海幕長(右)

13 脚注8参照

(2) 最近の主要な防衛協力・交流実績など

14 (同26) 年9月、モディ首相との日印首脳会談において、両国の関係を特別な戦略的グローバル・パートナーシップに引き上げるため、「2+2」の強化、米印主催海上共同訓練(マラバール)への継続参加、防衛装備・技術協力の事務レベル協議の開始などについて一致した。

15 (同27) 年3月の日印防衛相会談においては、US-2救難飛行艇に関する防衛装備協力に関して協議の継続、海上訓練を始め、陸空の協力も定期的に継続していくことで一致した。同年11月のADMMプラス及び16 (同28) 年6月のシャングリラ会合に際して実施した日印防衛相会談では、マラバールへの恒常的参加を通じた海洋安全保障分野での連携強化やUS-2の防衛装備協力に関する議論を含め、日印間の防衛協力・交流の推進の重要性を確認し、幅広い分野で交流を積み重ね、連携強化を図ることで一致した。

さらに、同年12月の首脳会談では、「政治的、経済的、戦略的目標の広範な収束を反映した^{しんじん}深甚かつ広範な行動指向のパートナーシップ」に移行することが合意され、より深い戦略的関係の礎を更に強化するため、防衛装備品・技術移転協定及び秘密軍事情報保護協定が署名された。これにより日印間での防衛装備協力や情報交換を更に深化させることが可能となり、今後の日印防衛協力・交流の発展のための基盤が整備された。

演習・訓練等では、マラバールへの定例的参加に関する合意を受け、海自は、15 (同27) 年10月のインド東方海域におけるマラバール2015、16 (同28) 年6月の佐世保から沖縄東方海域におけるマラバール2016に参加し、それぞれ対潜戦や搜索救難などを演練した。また、15 (同27) 年10月、インド海軍艦艇が自衛隊観艦式に参加し、16 (同28) 年2月には海自艦艇がインド海軍主催国際観艦式に参加した。さらに、印空軍と空自によるテストパイロット分野の専門家交流や輸送機部隊間の交流を図るなど、軍種間の交流も活発化している。

参照》Ⅲ部3章3節3項(新たな防衛装備・技術協力の構築)

参照》資料57(最近の日印防衛協力・交流の主要な実績(過去3年間))

4 日中防衛交流・協力

(1) 中国との防衛交流・協力の意義など

わが国と中国との安定的な関係は、アジア太平洋地域の平和と安定に不可欠の要素であり、大局的かつ中長期的見地から、安全保障を含むあらゆる分野において、日中で「戦略的互惠関係」を構築し、それを強化できるよう取組んでいく必要がある。特に、中国が、地域の平和と安定及び繁栄のために責任ある建設的な役割を果たし、国際的な行動規範を遵守し、急速に拡大する国防費を背景とした軍事力の強化に関して、透明性を向上させるよう引き続き促していく。その一環として、防衛交流の継続・促進により、中国の軍事・安全保障政策の透明性の向上を図るとともに、不測の事態の発生回避・防止のための枠組みの構築を含めた取組を推進する。

(2) 最近の主要な防衛交流実績など

日中防衛交流は、12 (同24) 年9月の尖閣諸島の取得・保有以降、停滞していたが、14 (同26) 年後半以降、交流が徐々に再開している。

14 (同26) 年11月には日中首脳会談が開催され、15 (同27) 年3月には、日中安保対話を開催し、安全保障・防衛分野の交流を強化していくことで一致した。15 (同27) 年5月には日中防衛当局局長級協議を開催し、両国の防衛交流の推進で一致した。

また、14 (同26) 年9月、15 (同27) 年1月及び12月に、日中高級事務レベル海洋協議の第2回、第3回及び第4回会議を実施した。

15 (同27) 年11月には、ADMMプラスに際して、4年5か月ぶりとなる日中防衛相会談が実施され、日中間の諸問題について率直な意見交換を行うとともに、「日中防衛当局間の海空連絡メカニズム」の早期運用開始を始めとし、日中防衛交流を発展させていくことが重要であるとの認識で一致した。不測の衝突を回避し、海空域における不測の事態が軍事衝突や政治問題に発展することを防止することを目的とする「日中防衛当局間の海空連絡メカニズム」は、①定期会合の開催、②ホットラインの設置、③艦艇・航空機間の直接通

VOICE

進む日印交流 ～インド海軍観艦式に参加して～

Column

海自舞鶴地区（京都府舞鶴市）

第14護衛隊 護衛艦「まつゆき」艦長 2等海佐 高岡 智^{たかおか さとし}

護衛艦「まつゆき」は、16（平成28）年2月にインド東海岸中南部の港街・ヴィシャカパトナムにおいて行われた国際観艦式に参加しました。52か国の海軍が参加し、艦艇150隻以上が一堂に集う盛大な観艦式でした。訪問期間中は、インド首相による観閲式のほか、インドの文化遺産研修、国際海洋会議、艦艇乗員による市内パレードなど、様々な関連行事が催されました。国際観艦式参加国との相互理解及び友好親善の増進を図ることを目的とし、乗員一同、「自分たち一人一人が“日本代表”である」という気概をもって各種イベントに臨みました。また、往路においてアメリカ海軍及びオーストラリア海軍との共同訓練を実施し、復路ではタイとの親善訓練にも参加しました。



国際観艦式で登艦礼をする筆者（左）

今回の観艦式に参加したインドをはじめとするインド洋沿岸国は、地政学的にわが国にとって重要な国々です。これらの国々との防衛交流を通じた国際協調は、ますます海洋安全保障の確保が問われる情勢において、意義深いものであったと考えております。

第2章

安全保障協力の積極的な推進

VOICE

進む日印交流 ～テストパイロットとして印空軍研修に参加して～

Column

空自芦屋基地（福岡県遠賀郡芦屋町）

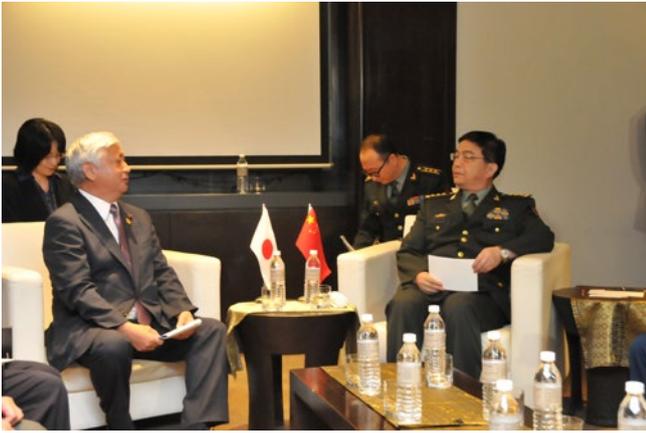
第13飛行教育団 飛行教育群司令 1等空佐 仙波 浩^{せんば ひろし}

16（平成28）年1月、航空開発実験集団から3名（テストパイロット2名、技術幹部1名）が、インド空軍の試験飛行部隊や試験評価組織などを訪問しました。現地では、インド空軍のテストパイロットや飛行試験の専門家などと、航空機の装備化までのプロセス、テストパイロットの教育、航空機の試験要領、飛行試験の安全などについて意見交換し、空自とインド空軍の違いを学ぶことができました。

インド空軍は、ロシア製や欧州製など、運用思想の異なる航空機を運用しており、テストパイロットは、運用者と技術者の橋渡し役となり、インド空軍の航空機の安定運用に大きく貢献している様子が見て取れました。また、空自には存在しない、装備品のソフトウェア開発を一元的に担任する部隊も興味深く研修できました。今後は、本研修で得られた知見及び経験を、空自における研究開発や飛行安全に反映させていくとともに、空自とインド空軍の防衛交流の促進に寄与していきたいと思っております。



インド空軍関係者と交流する筆者（右）



マレーシアにおける日中防衛相会談（15（平成27）年11月）

信で構成することなどで一致しており、具体的内容について中国側と調整している。

今後も、「戦略的互惠関係」構築の一環として、様々なレベル・分野における対話を通じて、日中間の信頼関係・相互理解の増進に努めるとともに、海賊対処など非伝統的安全保障分野における具体的な協力を積極的に推進することが必要である。

参照 資料58（最近の日中防衛交流・協力の主要な実績（過去3年間））

5 日露防衛交流・協力

(1) ロシアとの防衛交流・協力の意義など

ロシアは、欧州、中央アジア及びアジア太平洋地域の安全保障に大きな影響力を持ち、かつ、わが国の重要な隣国でもあることから、日露の防衛交流を通じて信頼関係を増進させることが極めて重要である。防衛省・自衛隊は、様々な分野で日露関係が進展する中、1999（同11）年に作成された日露防衛交流に関する覚書（06（同18）年改定）に沿って、各種の防衛当局間の対話をはじめ、日露海上事故防止協定に基づく年次会合や捜索・救難共同訓練などを継続的に行っている。

ロシアとの関係については、ウクライナ情勢などを踏まえ、政府としてG7¹⁴の連帯を重視しつつ適切に対応することとしている。同時に、隣国であるロシアとの間で、不測の事態や不必要な摩擦を招かないためにも実務的コンタクトは絶やさないようにすることが重要であり、これらの点を総合的に勘案してロシアとの交流を進めている。

(2) 最近の主要な防衛交流実績など

13（同25）年4月に行われた日露首脳会談では、アジア太平洋地域の役割の増大と、国際的安全保障分野における大きな変化の中で、日露両国間の安全保障・防衛分野における協力を拡大することの重要性を確認し、閣僚級の外務・防衛当局間の協議（「2+2」会合）を立ち上げることで合意した。同年11月に実施された初の「2+2」会合において、陸軍種間の部隊間交流及び演習オブザーバー相互派遣の定例化、アデン湾における海自とロシア海軍の海賊対処部隊間の共同訓練の実施及び日露サイバー安全保障協議の定例開催などで合意した。

14（同26）年10月、海自は15回目となる日露捜索・救難共同訓練を実施した。また、15（同27）年5月に開催された第14回シャングリラ会合に際して日露次官級会談を行い、両国の防衛交流などについて議論した。

参照 資料59（最近の日露防衛交流・協力の主要な実績（過去3年間））

6 ASEAN諸国との防衛協力・交流

高い経済成長を続け、「世界の開かれた成長センター」としての潜在力を世界各国から注目されているASEANとわが国は、40年を越える交流の歴史と密接な経済関係を有する伝統的パートナーである。また、わが国のシーレーンの要衝を占める地政学的に重要な地域に位置するASEAN諸国は、わが国及び地域全体の平和と繁栄の確保においても重要な役割を果たしており、ASEAN諸国との間で安全保障・防衛分野における協力を強化し、信頼関係を増進することは重要である。特に、海洋安全保障や人道支援・災害救援といった非伝統的安全保障分野において多くの課題を共有する日本とASEAN諸国は、ADMMプラスやARFといった多国間の枠組みでの協力を推進するとともに、二国間の協力・交流を強化し、地域全体の能力向上を見据えた協力を強化している。

15（同27）年11月、ASEANは、「政治・安全保障」「経済」「社会・文化」という3つの柱から

14 わが国のほか、米国、英国、フランス、ドイツ、イタリア、カナダ

なる「ASEAN共同体」を発足させた。地域統合を進めるASEANとの間で防衛装備・技術協力や能力構築支援、共同訓練などを行うことにより、実質的な協力を図っている。

参照 Ⅲ部3章3節3項(新たな防衛装備・技術協力の構築)

(1) インドネシア

インドネシアは、東南アジア全体の約4割の国土と人口を有する世界最大の島嶼国家であり、わが国と密接な防衛交流・協力を行っている。15(同27)年3月の日インドネシア首脳会談において、ジョコ大統領と安倍内閣総理大臣は、海洋と民主主義に支えられた戦略的パートナーシップの強化に合意し、「日インドネシア外務・防衛閣僚会合」(「2+2」会合)を開催することについて再確認した。同年12月に東京で初めて開催された同会合では、防衛装備品・技術移転協定の交渉の開始、多国間共同訓練(コモド2016)への積極的な参加及び能力構築支援を進展させることなどで合意した。また、実務レベルでも、外務・防衛当局間協議、防衛当局間協議、各種教育・研究交流など、各種レベルで交流が行われている。

演習・訓練では、14(同26)年に続き、海自が16(同28)年4月にもインドネシア周辺海空域におけるコモド2016に参加し、捜索救難・人道支援に関する訓練を実施した。

また、能力構築支援を通じた協力の強化にも取り組んでいる。

参照 図表Ⅲ-2-1-7(能力構築支援事業の活動状況)



東京における初の日インドネシア外務・防衛閣僚会合(15(平成27)年12月)

(2) ベトナム

ベトナムは、約9千万の人口を擁する南シナ海の沿岸国であり、14(同26)年3月の日ベトナム首脳会談において、サン国家主席と安倍内閣総理大臣は、両国関係を「広範な戦略的パートナーシップ」へと発展させることで合意した。また、15(同27)年9月にはチョン・ベトナム共産党中央執行委員会書記長が訪日し、日ベトナム首脳会談において、安全保障及び防衛分野における協力強化で一致した。

15(同27)年11月の防衛相会談では、南シナ海の戦略的要衝に位置するカムラン湾国際港への海自艦艇の寄港、PKO分野における協力の継続、人道支援・災害救援に関する海上訓練の実施、能力構築支援の拡充、防衛装備・技術協力に関する事務レベル協議の開始など、両国間の防衛協力を強化させることで一致した。

次官級協議については、15(同27)年1月までに3回開催し、地域情勢についての意見交換や能力構築支援の分野での協力の深化などについて議論し、同年9月にPKO分野での協力推進を表明する覚書きに署名した。また、同年2月には、ベトナム海軍司令官が来日し、海幕長との間で部隊間交流を強化することで一致するとともに、同年5月には空幕長がベトナムを訪問し、ベトナム防空・空軍司令官などとの間で今後の防衛協力・交流などに関する意見交換を行った。さらに、16(同28)年2月に、ダナンにおいて海自哨戒機部隊がベトナム海・空軍士官と捜索救難を想定した図上演習を行い、空自輸送機部隊もベトナム空軍との交流を実施し、16(同28)年4月にはカムラ



ベトナム国防省で栄誉礼・儀じょうを受ける中谷防衛大臣(15(平成27)年11月)



カムラン湾国際港に入港した護衛艦「ありあけ」、「せとぎり」



シンガポール空軍参謀総長(右)と交流する杉山空幕長(左)

ン湾に初めて海自艦艇が寄港するなど、交流が進んでいる。

今後も、防衛協力・交流の覚書を基礎として、より具体的・実務的な協力を実現すべく、関係を強化することが重要である。

参照 図表Ⅲ-2-1-7 (能力構築支援事業の活動状況)

(3) シンガポール

シンガポールは09(同21)年12月に、わが国が東南アジア諸国の中で最初に防衛協力・交流の覚書を署名した国であり、この覚書に基づき協力関係が着実に進展している。特に、シンガポールとの防衛当局間協議は、東南アジア諸国の間では最も歴史があり、これまで14回の開催実績があるほか、IISS(英国国際戦略研究所)が主催するシャングリラ会合にはほぼ毎年防衛大臣が参加し、わが国の安全保障政策について説明するなど、ハイレベル交流も活発に行われている。

また、16(同28)年6月に開催された第15回シャングリラ会合において、中谷防衛大臣は、ウン国防大臣と会談を行い、地域情勢や防衛協力・交流などについて意見交換を行い、引き続き関係強化を図っていくことを確認した。

その他、国連PKOや海賊対処活動などの国際協力業務遂行に際した寄港や軍種間交流も積極的に行われている。

(4) フィリピン

フィリピンとの間では、ハイレベル交流のほ

か、艦艇の訪問や防衛当局間協議をはじめとする実務者交流、軍種間交流が頻繁に行われている。15(同27)年1月の防衛相会談では、日フィリピン防衛協力・交流に関する覚書に署名し、防衛相会談・次官級協議の定期的な実施、統幕及び各幕の幕僚長とフィリピン国軍司令官及び各軍司令官の間の相互訪問、訓練・演習への参加のほか、海洋安全保障をはじめとする非伝統的安全保障分野における協力を実施することとした。また、同年11月のアキノ大統領との首脳会談では、防衛装備品・技術移転協定について大筋合意に達し、16(同28)年2月に同協定が署名された。さらに、同年5月の防衛相電話会談において、人道支援・災害救援、輸送及び海洋状況把握に係るフィリピンの能力向上を図るため、フィリピン海軍へ最大5機の海自練習機TC-90の移転を具体化することを確認するとともに、南シナ海を中心とする地域の情勢の認識共有を含め、連携を強化することで一致した。

軍種間では、15(同27)年5月及び6月、海自艦艇及び海自哨戒機部隊がそれぞれフィリピンにおいて、「洋上での不慮の遭遇をした場合の行動基準(CUES)¹⁵」を使用した訓練や人道支援・災害救援に関する共同訓練を実施した。

(5) タイ

タイの間では、早くから防衛駐在官の派遣や防衛当局間協議を開始するなど、伝統的に良好な関係のもと、防衛協力・交流の長い歴史を有して

15 「CUES」については、Ⅲ部1章2節5項 脚注22参照。

フィリピン海軍中尉 マクリーン・ギル・パレホ (Mckleen Gil Parejo)

私は、今回海上自衛隊主催のShip Riderプログラム※に参加して、海軍士官として求められる多くのものを吸収することが出来ました。操艦訓練などの各種技術的訓練のみならず、海洋安全保障や大規模災害への対応に関する他国の海軍士官との意見交換を通じて、非常に効果的に多国間協力態勢を促進することが出来たと思います。護衛艦「いせ」の艦上で長期間にわたり様々な国の士官と交流し、多様な文化に触れた経験は、将来他国の海軍と協力する際に、必ず生きてくることでしょう。

そもそも私はこのプログラムの途中まで、国際社会の中において、他国の海軍と協力して働くという意識が薄く、フィリピン海軍が何をやるかにのみ重点を置いておりましたが、今回の経験で、自国のみで訓練している際には決して得られなかったであろう多くのものを得ることができ、視野が大きく広がり、考え方も変化したと思います。

今回の私の経験を、自分個人の経験とするのではなく、組織の経験となるように、積極的に広めていきたいと思います。次回、このようなチャンスがあれば是非参加したいと思いますし、もし私が参加出来なくても、私よりも若いフィリピン海軍の士官達に参加してもらいたいと思います。それほど今回のプログラムは、海軍士官としての技量だけでなく、人として私を成長させてくれました。

このプログラムは今後のフィリピン海軍と海上自衛隊の協力態勢を強化し、地域に安定と平和をもたらすものであると信じています。



操艦訓練に向けて、コンパスの使用法を確認する筆者（中央）

※海上自衛隊主催で、派遣国との相互の理解の促進、人的ネットワークの構築を目的とし、西太平洋海軍シンポジウム(WPNS) 加盟国士官等(19か国19名)を招待し、平成28年4月13日(水)～4月26日(火)の間、多国間共同訓練に参加した護衛艦「いせ」において、意見交換会、操艦訓練、訓練見学等を実施した次世代士官交流プログラム

いる。また、防衛大学校への留学生の受入れについては、1958(昭和33)年に初めて外国人留学生として受入れたのがタイ人学生であり、その累計受入れ数も最多である。防衛省・自衛隊は、05(平成17)年から米・タイ共催の多国間共同訓練(コブラ・ゴールド)に参加している。また、16(同28)年4月には、タイに対する初めての能力構築支援として、国際航空法の分野における人材育成セミナーを実施するとともに、5月にはタイ空軍セイフティセンターに対して飛行安全に関する招へい事業を行った。16(同28)年6月には防衛大臣がタイを訪問し、プラユット首相への表敬やプラウィット副首相兼国防大臣などとの会談を行い、二国間の防衛協力・交流を強化することで一致した。

参照》 図表Ⅲ-2-1-7(能力構築支援事業の活動状況)

(6) カンボジア

カンボジアは、1992(同4)年にわが国が初めて国連PKOに自衛隊を派遣した国であり、以来、08(同20)年に在ベトナム防衛駐在官が在カンボジア防衛駐在官を併任したほか、13(同25)年から能力構築支援を開始するなど、両国間での防衛協力・交流は着実に進展している。同年12月、日カンボジア首脳会談において、両国関係は戦略的パートナーシップへと格上げされ、会談後、防衛大臣は日カンボジア防衛協力・交流の覚書に署名を行った。

参照》 図表Ⅲ-2-1-7(能力構築支援事業の活動状況)

(7) ミャンマー

ミャンマーとの間では、11（同23）年3月の民政移管後、防衛事務次官がミャンマーを初訪問したほか、日本側主催の多国間会議にミャンマーからの参加を得る形で交流を発展させてきた。13（同25）年11月には、第1回防衛当局者間の協議を首都ネーピードーで開催し、今後の防衛交流の進め方について意見交換し、交流を強化していくことで一致した。また、14（同26）年11月には、江渡防衛大臣（当時）が日ASEANラウンドテーブルへの出席に際し、議長国であったミャンマーのウェイ・ルイン国防大臣と会談し、防衛交流を促進することを確認した。15（同27）年7月に空軍司令官が、同年8月に国軍副司令官兼陸軍司令官が訪日したほか、16（同28）年6月には、中谷防衛大臣がミャンマーを訪問し、国軍司令官及び国防大臣とそれぞれ会談するとともに、アウン・サン・スー・チー国家最高顧問兼外相を表敬するなど、ハイレベル交流が進展した。また、16（同28）年3月には、空自輸送機部隊がミャンマーを訪問し、ミャンマー空軍との初の部隊間交流を行った。また、能力構築支援を通じた協力強化にも取り組んでいる。

参照》図表Ⅲ-2-1-7（能力構築支援事業の活動状況）

(8) ラオス

ラオスとの間では、在ベトナム防衛駐在官が、11（同23）年に在ラオス防衛駐在官併任となって以来、防衛協力・交流が徐々に進展している。13（同25）年4月には、ラオスから初となる防衛大専攻への留学生が派遣されたほか、同年8月、

初の日ラオス防衛相会談が行われた。14（同26）年4月には第1回日ラオス安全保障対話が実現した。また、同年1月には、防衛事務次官が初めてラオスを訪問し、ADMMプラスにおける人道支援・災害救援のEWG共同議長国として、両国間でこの分野での協力を強化することで一致したほか、15（同27）年11月の防衛相会談において、防衛協力・交流を発展させることで一致した。16（同28）年2月の防衛審議官のラオス訪問時には、人道支援・災害救援分野における能力構築支援の開始をはじめとし、更なる防衛協力の方策について意見交換を実施した。また、同年3月には空自輸送部隊がラオスを訪問し、ラオス空軍と部隊間交流を実施した。

(9) マレーシア

マレーシアとの間では、15（同27）年5月に開催された第14回シャングリラ会合及び同年11月の第3回ADMMプラスに際して、日マレーシア防衛相会談を行い、二国間防衛協力・交流などについて意見交換を行い、引き続き日マレーシア間で連携を図っていくことで一致した。

軍種間では、15（同27）年8月に、コタ・キナバル西方海域において海自艦艇とマレーシア海軍艦艇が親善訓練を行い、同年11月にはマレーシア国軍司令官が訪日して統幕長と会談するなど、14（同26）年に発生した不明マレーシア航空機捜索を通じて培った協力関係に基づき、人道支援・災害救援を始めとする様々な分野において自衛隊とマレーシア国軍の関係強化が図られている。



ラオス国防次官（右）と会談する三村防衛審議官（左）



マレーシア国軍司令官（左）と会談する河野統幕長（右）

(10) ブルネイ

ブルネイとの間では、13(同25)年8月、ブルネイで開催された第2回ADMMプラスの際、防衛大臣がヤスミン首相府エネルギー大臣と会談を行い、ADMMプラスの取組について意見交換を行った。また、同年6月にADMMプラスの枠組みでブルネイにおいて初めて開催された人道支援・災害救援及び防衛医学EWG共催演習に陸・海・空の自衛隊機が参加し、16(同28)年5月、ADMMプラス海洋安全保障EWGの共同議長国であるブルネイにおいて開催された共同演習に護衛艦「いせ」が参加した。

参照 資料60(最近のASEAN諸国との防衛協力・交流の主要な実績(過去3年間))

7 その他のアジア太平洋諸国との防衛交流・協力

(1) ニュージーランド

ニュージーランドとの間では、13(同25)年8月、防衛協力・交流に関する覚書に署名したほか、14(同26)年7月の首脳会談では、物品役務相互提供協定(ACSA)に関する研究を行うことで一致した。また、15(同27)年11月のニュージーランド主催PSI阻止訓練(MARU15)に自衛官2名が参加した。

また、16(同28)年6月には、第15回シャングリラ会合に際して日ニュージーランド防衛相会談を行い、両大臣は、防衛相会談や次官級の相互訪問など、両国間の様々なレベルで頻繁な人的交流が行われていることを評価した上で、アジア太平洋地域の「戦略的パートナー」である両国関係を発展させていくことで一致した。

(2) モンゴル

モンゴルとの間では、12(同24)年1月の防衛協力・交流に関する覚書の署名後、防衛次官級協議や軍種間交流などハイレベル交流が進むとともに、能力構築支援を通じた協力の強化にも取り組んでいる。また、15(同27)年5月の第14回シャングリラ会合に際して、日モンゴル防衛相会談を行い、両国の防衛協力・交流について意見交換を行い、同年10月の統幕長とモンゴル国軍参謀総

長との会談では、PKO分野での安全保障協力の推進について合意した。

参照 図表Ⅲ-2-1-7(能力構築支援事業の活動状況)

(3) 東ティモール

02(同14)年から、国連PKOとして独立支援のために自衛隊を派遣した東ティモールとの間では、15(同27)年3月、訪日したクリストバウン国防大臣と防衛相会談を行い、教育交流や能力構築支援などを通じて、防衛当局間の交流を継続していくことで一致した。また、16(同28)年6月に、防衛大臣が14年ぶりに東ティモールを訪問し、クリストバウン大臣との間で、能力構築支援、留学生の防衛大学校などへの派遣、海自艦艇の寄港などを通じて防衛当局間の交流を継続・深化させていくことで一致した。

参照 資料61(最近のその他アジア太平洋諸国との防衛協力・交流の主要な実績(過去3年間))

8 欧州諸国との防衛交流・協力

欧州は、わが国と普遍的価値を共有し、また、テロ対策や海賊対処などの非伝統的安全保障分野や国際平和協力活動を中心に、グローバルな安全保障上の共通課題に取り組むための中核を担っている。そのため、欧州諸国と防衛協力・交流を進展させることは、わが国がこうした課題に積極的に関与する基盤を提供するものであり、わが国と欧州の双方にとって重要である。

(1) 英国

英国は、欧州のみならず世界に影響力を持つ大国であるとともに、わが国と歴史的にも深い関係があり、安全保障面でも米国の重要な同盟国として戦略的利益を共有している。このような観点から、国際平和協力活動、テロ対策、海賊対策などのグローバルな課題における協力や地域情勢などに関する情報交換を通じ、日英間で協力を深めることは、わが国にとって非常に重要である。

英国との間では、12(同24)年4月、「日英両国首相による共同声明～世界の繁栄と安全保障を先導する戦略的パートナーシップ～」が発表され、政府間の情報保護協定の交渉開始、両国防衛担当



東京における第2回日英外務・防衛閣僚会合（16（平成28）年1月）

大臣による防衛協力覚書署名への支持、共同開発及び共同生産のための適当な防衛装備品などの特定などを推進することとした。同共同声明に基づき、防衛当局間では、同年6月に防衛協力のための覚書を取り交わした。13（同25）年7月に防衛装備品・技術移転協定が発効したほか、14（同26）年1月には日英情報保護協定が発効し、二国間の防衛装備・技術協力及び情報共有の基盤が整備された。

14（同26）年5月の日英首脳会談において、両首脳は、安全保障分野の協力強化のため、外務・防衛閣僚会合の開催、物品役務相互提供協定（ACSA）の交渉開始、自衛隊と英国軍の共同訓練の強化を目指すことについて一致した。これを受け、15（同27）年1月に第1回外務・防衛閣僚会合が開催され、安全保障及び防衛分野の協力を強化していくことで一致するとともに、戦略的情勢認識の共有を図った。また、16（同28）年1月の第2回外務・防衛閣僚会合では、①防衛装備・技術協力について、これまで実施してきた2件の共同研究の進捗とともに、新たに人員脆弱性評価についての共同研究を開始すること、②同年内の英国空軍機タイフーンの訪日やペルシャ湾での国際掃海訓練時における日英共同訓練を追求すること、③東南アジア諸国の能力構築において二国間で連携していくこと、④ACSAの可能な限り早期の締結を目指すことなどについて確認した。

16（同28）年6月には、第15回シャングリラ会合に際して日英防衛相会談を行い、両大臣は、防衛装備・技術協力、共同訓練、能力構築支援などの各分野における日英防衛協力が進展している

ことを歓迎し、タイフーン戦闘機部隊の訪日及びその際の共同訓練などの実現に向け緊密に連携していくことで一致した。

軍種間では、15（同27）年7月、海自哨戒機P-1を英国で開催された国際航空ショー（RIAT）Royal International Air Tattooに参加させる部隊間交流を実施したほか、同年9月には、海幕長が訪英し、国防相などと意見交換を実施し、同年10月には、英空軍輸送機A-400を空自美保基地に受け入れるなど、交流が進展している。

参照》Ⅲ部3章3節3項（新たな防衛装備・技術協力の構築）

（2）フランス

フランスは、欧州やアフリカのみならず、世界に影響力を持つ大国であるとともに、わが国と歴史的にも深い関係があり、また、様々な国際機関における特別なパートナーである。

1994（同6）年以降毎年実施している防衛当局間協議において、地域情勢や安全保障問題などについて幅広く意見交換を行っている。また、11（同23）年10月には日仏情報保護協定が発効し、情報共有の基盤を整備している。

13（同25）年6月、オランダ大統領が来日し、政治・安全保障、経済、文化の3つの分野の協力に関する日仏共同声明を発表した。14（同26）年5月には、安倍内閣総理大臣がフランスを訪問し、オランダ大統領と会談を行い、サイバーセキュリティに関する対話の立ち上げ、海洋安全保障における協力の強化などに合意した。同年7月には国防大臣が訪日して日仏防衛相会談を行い、防衛協力・交流に関する意図表明文書などに署名した。同年1月にパリで開催された第1回外務・防衛閣僚会合に続き、15（同27）年3月に東京で開催された第2回外務・防衛閣僚会合では、テロの脅威を強調の上、情報交換やアフリカ・中東での協力を強化し、国際社会と協力してテロとの闘いに取り組んでいくこと、防衛装備・技術協力、海洋安全保障などの分野での協力を強化していくことを確認するとともに、防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とフランス共和国政府との協定に署名した。これらの合意に基づき、防衛装備品協力などに関する委員会を設置するなど、防衛装

VOICE

進む日英交流 ～海自哨戒機P-1初訪英～

Column

海自厚木航空基地（神奈川県綾瀬市）

第51航空隊 2等海佐 千葉 真一

私は、航空機の試験、調査研究、訓練指導等を任務とする海上自衛隊第51航空隊でP-1操縦士として勤務しております。2015（平成27）年7月、英国における国際航空ショー（RIAT：Royal International Air Tattoo）に搭乗員及び整備員等、人員約40名とともに参加する機会を得ることができました。

海上自衛隊の固定翼哨戒機が初めて訪英するということもあり、地上展示ではP-1に対する各国関係者の注目度の高さを実感しました。飛行展示では、限られた時間ではありましたが、P-1の静粛性や機動性といった能力の一端を諸外国に対してアピールすることができたと考えます。

現地では、英海軍関係者との意見交換を通じ、固定翼哨戒機が果たす役割の重要性について認識を共有しました。また、英国とわが国は同じ海洋国家として共通の価値観を有していること、海洋安全保障は諸外国との連携なしには達成できないこと、などについて認識を深めることができました。



RIAT会場で英空軍隊員及び同僚と筆者（前列左から3人目）

第2章

安全保障協力の積極的な推進

VOICE

進む日英交流 ～英空軍輸送機受入れ～

Column

空自美保基地（鳥取県境港市）

第3輸送航空隊 第403飛行隊 1等空尉 平木 耕作

15（平成27）年10月、英空軍のA400M輸送機が、他国軍機としては初めて、航空自衛隊美保基地を訪問しました。

A400M輸送機は、英空軍の最新鋭の輸送機で、最大搭載量37トン、輸送人員116名で、空自のC-2輸送機とほぼ同じ大きさです。美保基地に到着した英空軍クルーは、美保基地司令への表敬、第403飛行隊員との意見交換、航空機の相互見学などを行いました。

意見交換では、同じ空軍種の輸送部隊で勤務する隊員として、任務遂行に当たっての心構えや考え方など、共感できる部分が多くあり、また、英空軍クルーから温かい感謝の言葉も頂きました。英国は、日本からは非常に遠い国ですが、大変身近に感じるようになりました。

今後、今回のような現場レベルの部隊間交流は、信頼関係構築のためにも、その重要性が増していくと思います。平成28年度には、美保基地にC-2輸送機が配備されますので、近い将来、空自のC-2輸送機が英国を訪問し、部隊間交流を行う機会が訪れることを楽しみにしています。



交流を終え、美保基地を出発する英空軍クルーを見送る美保基地隊員

備・技術協力にかかる議論を進めている。

16(同28)年6月には、第15回シャングリラ会合に際して日仏防衛相会談を行い、中谷大臣から、フランスはアジア太平洋地域に常統的なプレゼンスを有する唯一のヨーロッパの国であり、同地域におけるフランスのプレゼンスの強化を歓迎する旨述べ、ル・ドリアン大臣から、引き続きプレゼンスを維持していく考えである旨述べた。また、両大臣は、共同訓練、寄港、防衛装備・技術協力をはじめとする防衛協力・交流を促進していくことで一致した。

また、ニューカレドニア駐留仏軍主催HA/DR訓練(赤道・南十字星)に14(同26)年から自衛隊が参加している。

参照 Ⅲ部3章3節3項(新たな防衛装備・技術協力の構築)

(3) NATO

14(同26)年5月に安倍内閣総理大臣が欧州を訪問した際、NATO本部においてラスムセン事務総長と会談を行い、日NATO国別パートナーシップ協力計画に署名した。北大西洋理事会¹⁶では演説を行い、積極的平和主義に基づくわが国の安全保障政策について欧州から高い評価と支持を得るとともに、NATO加盟28か国の常駐代表との意見交換を行い、日欧の安全保障環境に関する共通認識を醸成した。さらに、NATO・EUとソマリア・アデン湾沖での海賊対処を含む協力の継続・拡大や、英国・フランスと防衛装備・技術に関する協力などについて合意した。これを受け、海自は同年9月以降、NATOオーシャン・シールド作戦参加部隊及びEUアタランタ作戦参加部隊と共同訓練を実施している。

また、同年5月の安倍内閣総理大臣とラスムセンNATO事務総長との合意に基づき、同年12月、女性・平和・安全保障分野における日NATO協力として、初めてNATO本部に陸自の女性自衛官を派遣するとともに、15(同27)年6月、「ジェンダー視点のNATO委員会(NCGP)年次会合」
NATO Committee on Gender Perspectivesに陸海空の女性自衛官3名を参加させた。

10(同22)年6月には、NATOと情報保護協

定を締結している。

(4) その他の欧州諸国

ドイツとの間では、15(同27)年5月、シンガポールで開催された第14回シャングリラ会合において、フォン・デア・ライエン国防相と6年ぶりとなる日独防衛相会談を行い、日独防衛協力・交流、日本の平和安全法制やウクライナ情勢などについて意見交換を行った。

イタリアとの間では、16(同28)年2月、第52回ミュンヘン安全保障会議において、若宮防衛副大臣がピノッティ国防大臣と会談を行い、防衛装備・技術協力の強化やハイレベル交流の活発化などを含む両国間の防衛協力・交流を促進していくことで一致した。また、同年3月に情報保護協定が署名された。16(同28)年6月には、第15回シャングリラ会合に際して日伊防衛相会談を行い、両大臣は、日伊外交関係樹立150周年の節目の年を捉え、海自遠洋練習航海部隊のイタリア寄港や防衛装備・技術協力をはじめとする日伊防衛協力・交流を進めていくことで一致した。

チェコとの間では、15(同27)年12月、ストロプニツキー・チェコ国防相が訪日し、初めてとなる日チェコ防衛相会談を行い、今後も機会をとらえて意見交換を行い、双方の関心事項を共有していくことで一致した。また、オランダとの間では、同国軍参謀総長が15(同27)年10月に来日して統幕長と会談し、PKOや海賊対処での協力を図ることで合意した。

北欧諸国との間では、局長級の防衛当局間協議を実施しており、直近では15(同27)年10月にスウェーデン、ノルウェー、フィンランドとそれぞれ協議を実施し、地域情勢や今後の防衛交流などについて幅広く議論を行った。

参照 資料62(最近の欧州諸国との防衛協力・交流の主要な実績(過去3年間))

9 その他諸国

カナダとの間では、これまで、ハイレベル交流や防衛当局間協議などが行われてきた。11(同

16 NATO加盟28か国の代表により構成される意思決定機関(議長:NATO事務総長)



第52回ミュンヘン安全保障会議に参加する若宮副大臣
(2列目右から2人目)



スリランカ海軍(手前)と親善訓練を行う海自艦艇(中央、奥)

第2章

安全保障協力の積極的な推進

23) 年8月には次官級「2+2」対話が初めて開催され、物品役務相互提供協定(ACSA)の交渉を開始することで一致した。また、16(同28)年6月には、第15回シャングリラ会合に際して日加防衛相会談を行い、両大臣は、日加両国は同じ太平洋国家であり、基本的価値を共有するパートナーであることを確認し、定期協議や艦艇の相互訪問を含む防衛交流が着実に実施されていることを歓迎しつつ、カナダ新政権においても更に交流を進展させていくことで一致した。

コロンビアとの間では、15(同27)年3月、訪日したピンソン国防大臣と初の防衛相会談を行い、防衛交流に関する覚書に署名することを目指して調整を進めるとともに、人道支援・災害救援やサイバーなどの分野について意見交換を継続していくことで一致した。

ブラジルとの間では、16(同28)年2月、陸幕長が初めて訪問し、ブラジル陸軍との交流の本格化について合意した。

ジョージアとの間では、15(同27)年11月、ヒダシェリ ジョージア国防大臣が訪日し、初の日ジョージア防衛相会談を行い、日ジョージア防衛交流に関する覚書に署名した。

カザフスタンとの間では、12(同24)年7月に防衛事務次官がカザフスタンを初めて訪問し、両国の防衛分野における交流の発展の必要性で一致した。

中東諸国との間では、トルコとの間では、12

(同24)年7月に、防衛事務次官がドゥンダル国防次官との会談において防衛交流・協力の意図表明文書に署名した。13(同25)年3月には、ユルマズ国防大臣が訪日して日トルコ防衛相会談を行い、防衛当局間協議(局長級)を早期に開催することや各種の防衛交流を進めていくことについて合意した。サウジアラビアとの間で、13(同25)年4月及び14(同26)年2月に首脳会談を行い、安全保障分野での対話や防衛交流の促進、両国NSC間での対話の開始を含む様々なレベルでの協議と協力を継続し、二国間の包括的パートナーシップを強化することを改めて確認した。アラブ首長国連邦、バーレーン、クウェート及びカタールとの間では、13(同25)年5月及び8月、安倍内閣総理大臣が相次いで訪問し、安全保障・防衛分野での協力の促進の必要性について認識を共有した。また、12(同24)年4月にはバーレーンとの、15(同27)年2月にはカタールとの間で防衛交流覚書が署名された。オマーンとの間では、14(同26)年1月、安倍内閣総理大臣がカブース国王と会談を実施し、海上航路の安全確保のための海賊対策などを含む海洋安全保障分野での協力強化や防衛交流の促進について合意した。スリランカとの間では、15(同27)年10月の首脳会談で一致した包括的パートナーシップに基づき、海自艦艇とスリランカ海軍艦艇による親善訓練を実施した。

参照》資料63(最近のその他の諸国との防衛協力・交流の主要な実績(過去3年間))